

考古資料整備活用業務

東山田遺跡

— 第2次発掘調査報告書 第1冊 掘立柱建物・柱列 —

令和7年3月

郡山市教育委員会

序 文

郡山市は、福島県のほぼ中央に位置し、豊かな自然に恵まれ、その地理的特徴から、原始・古代より交通の結節点として東西南北から、さまざまな地域の文化が集まり、それらを礎として多様な文化が形成されてきました。

文化財は、地域の歴史や文化を理解する上で欠くことのできないものであり、地域文化の向上・発展の基礎となるものであります。その中でも、埋蔵文化財は文字の無い時代や文献資料の少ない地域の歴史や文化を解明するための貴重な資料です。

郡山市教育委員会では、本市の歴史や文化を解明する貴重な財産である埋蔵文化財を後世に遺し、継承していくことが現代に生きる私たちの大きな責務であるとの認識のもと、埋蔵文化財の保存と活用に努めているところであります。

本書は、平成6年度に実施した団地造成に伴う東山田遺跡の第2次発掘調査の成果をまとめたものです。調査面積は41,800m²におよび、多くの遺構・遺物が確認されたことから、この報告書では掘立柱建物跡を中心にご報告いたします。東山田遺跡は、縄文時代並びに奈良から平安時代の散布地として登録されています。この遺跡からは、第1次調査も含めて100棟もの多くの掘立柱建物跡が確認され、また規模や構造には差異があり、多種多様な建物の遺構が発見されるなど市内有数の遺跡であることが分かりました。

本書は、発掘調査の成果を周知し、活用できるように後世に残す記録としてまとめたものであります。今後、地域の歴史解明の基礎資料や研究資料として、広く皆様に活用していただきますとともに、埋蔵文化財の保存と活用について御理解をなお一層深めていただければ幸いに存じます。

結びに、発掘調査実施から報告書作成にあたり、御尽力を賜りました関係各位の皆様に敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げ序文といたします。

令和7年3月

福島県郡山市教育委員会
教育長 小野義明

調査要項

遺跡名 東山田遺跡(ひがしやまだいせき)
所在地 福島県郡山市田村町山中・金沢(現:田村町東山一丁目)
発掘調査面積 41,800m²
発掘調査期間 平成6年5月9日～平成7年3月25日
調査委託者 第2次調査:株式会社キング産業
整理報告:郡山市
調査主体者 第2次調査:郡山市教育委員会
整理報告:郡山市教育委員会
調査担当者 第2次調査:財団法人郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団
整理報告:公益財団法人郡山市文化・学び振興公社文化財調査研究センター
調査員 第2次調査:石山滋・小倉和明・垣内和孝・萱森英男・菅野直美・日下政勝・
鳴原靖彦・柳沼賢治
整理報告:垣内和孝
補助員 第2次調査:五十嵐清一・熊田孝一・佐藤隆子・平栗幸子・本田仁央・吉田喜美子
整理報告:今泉淳子・菅田義克

例　　言

1. 本書は、福島県郡山市田村町に所在する東山田遺跡の記録保存を目的とした第2次発掘調査の報告書の第1冊であり、掘立柱建物と柱列を収録した。
2. 発掘調査の費用は株式会社キング産業、整理報告の費用は国庫補助金・市費よりなる。整理報告は、未報告の遺跡発掘調査成果の公開を目的とした考古資料整備活用業務として実施した。
3. 本書は、公益財団法人郡山市文化・学び振興公社文化財調査研究センターが編集し、郡山市教育委員会が発行した。
4. 本書の執筆は、整理報告に従事した調査員が行なった。
5. 挿図の作成は、発掘調査・整理報告に従事した調査員・補助員が行なった。
6. 遺構・遺物の写真撮影は、発掘調査・整理報告に従事した調査員が行なった。
7. 座標値は、日本測地系平面直角座標第IX系の数値である。
8. 調査の記録・資料および出土遺物は郡山市教育委員会の保管である。

目 次

序 文

調査要項

例 言

目 次

第1章 位置と概要 1

第2章 調査の方法 5

第3章 遺 構 7

第4章 遺 物 130

第5章 ま と め 137

写真図版

報告書抄録

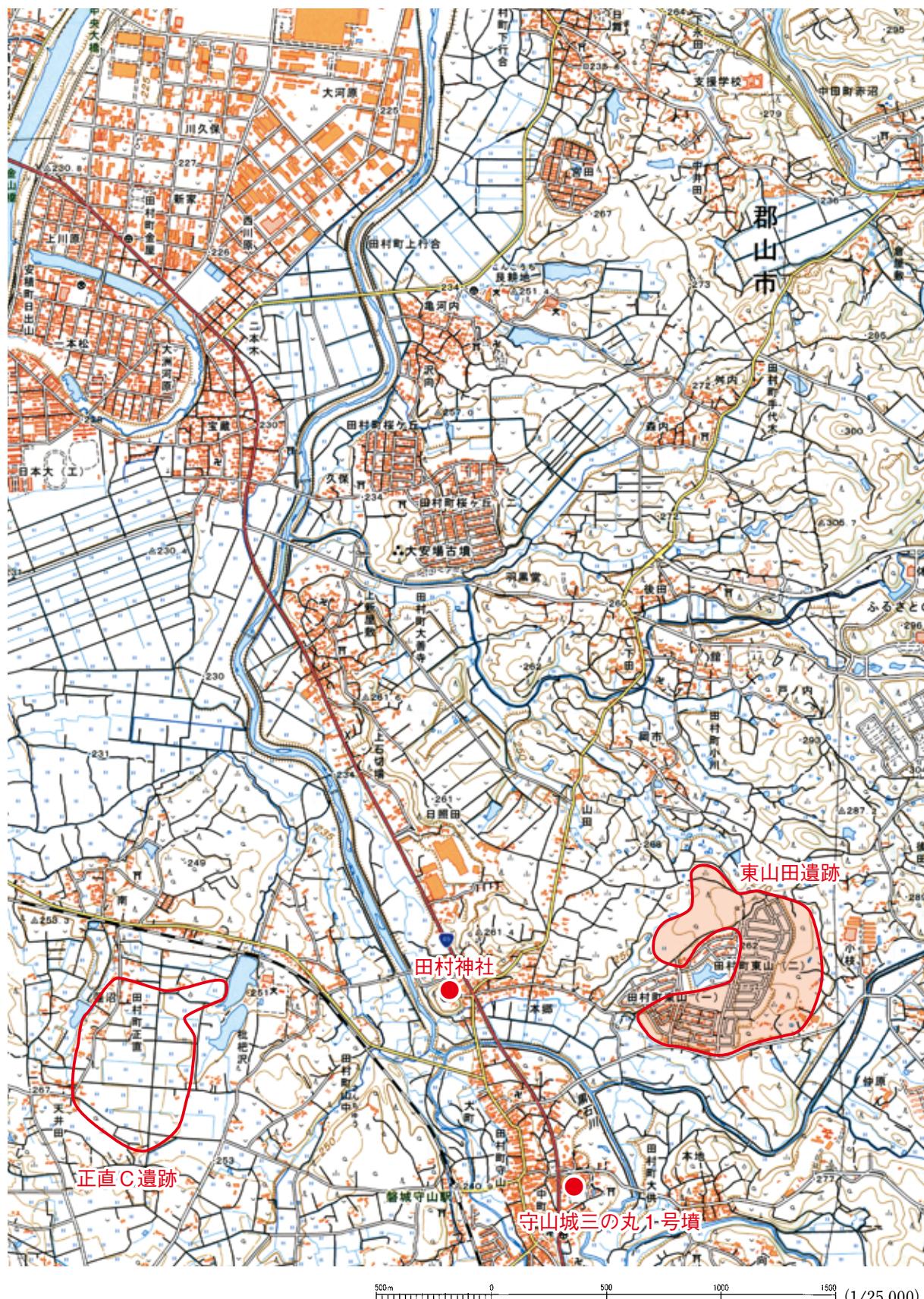
第1章 位置と概要

福島県は、奥羽山脈および阿武隈高地を境に3区分でき、西から順に会津地方・中通り地方・浜通り地方と呼ばれている。郡山市は、そのうちの中通り地方のほぼ中央に位置する。中通り地方は、南の関東地方と宮城県以北の東北地方を結ぶ幹線の経路であり、郡山市は、西の会津地方や東の浜通り地方へ通じる交通路の起点ともなっている。郡山市域に古代安積郡の郡衙が所在するのは、そのような交通の要衝としての属性によると考えられる。

発掘調査時の地名表示では、東山田遺跡の所在地は福島県郡山市田村町山中および金沢である。郡山市の中心市街地から、南東へ7kmほど離れた場所であり、発掘調査前は山林や農地などであった。発掘調査は宅地造成に伴うもので、平成5年度から7年度にかけて実施し、調査面積は96,000m²の広域に及んだ。縄文時代から江戸時代にいたる複合遺跡であるが、中心となるのは奈良・平安時代の集落であり、地域の拠点となる集落であったと評価されている。みつかった主な遺構は、第3次調査終了時点での集計で、竪穴建物145棟、掘立柱建物125棟、土坑543基、井戸3基、鍛冶関連遺構3基、須恵器窯1基、周溝遺構3基である。出土した遺物は土師器と須恵器を中心に、多様な内容である。一般的な集落と比べ、遺構では掘立柱建物が多く、遺物では須恵器の比率が高い。「火長」とヘラ書きされた奈良時代の瓦が複数点出土した竪穴建物もある。現在では、遺跡内の広い範囲が住宅地となっているが、北東部の山林や農地には、横穴式石室を埋葬施設とした古墳時代後期から終末期の古墳が数基現存する。

中通り地方を北流する阿武隈川は、阿武隈高地西縁の丘陵に沿うように、郡山盆地の東縁を流路とする。そのため、郡山市東部の阿武隈川東岸沿いには広い平地が少ない。しかし、東山田遺跡のある谷田川の下流域では、例外的に平地が広がる。東山田遺跡は、谷田川の支流である黒石川と、その支流の上石川が合流する地点を南西に見下ろす丘陵上に立地する。黒石川を挟んで対岸の丘陵上には、古墳時代後期の有力古墳である守山城三の丸1号墳がある。黒石川と谷田川の合流点近くに鎮座する田村神社は、郡山市の東部と田村市・田村郡が中世に田村荘であった時代から、地域の宗教的な中心であり、「山中」の地名は田村神社の存在に因む。守山城三の丸1号墳や田村神社の周辺域は、地域のなかで中核的な役割を担った集団の拠点であったと評価できる。東山田遺跡は、そのような地区の一角にある。

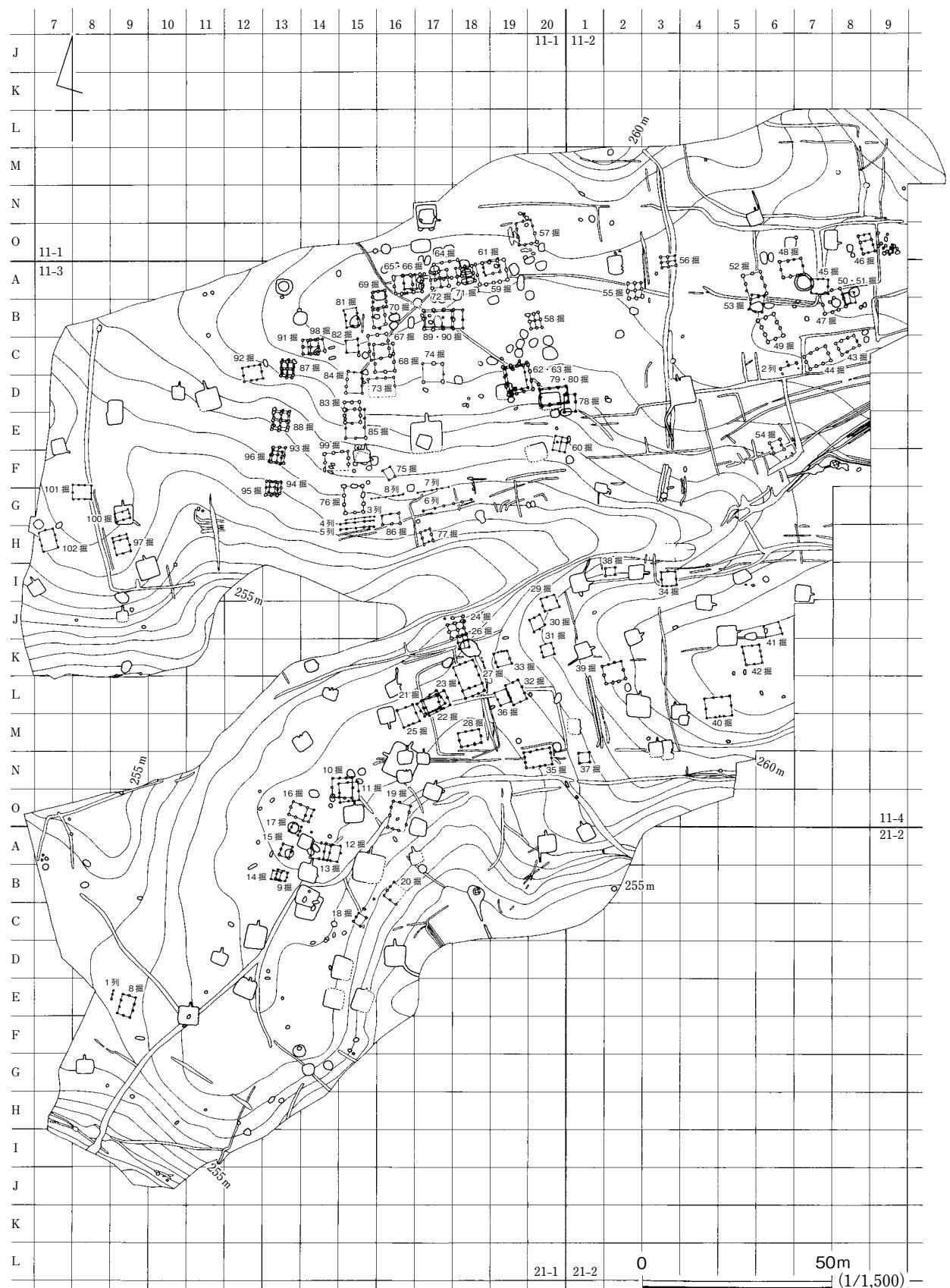
谷田川の下流域のうち、東山田遺跡が位置するのはその東岸域である。そして対岸の西岸域においても、地域のなかで中核的な役割を担った集団の拠点とみられる遺跡がみつかっている。その1つが、奈良・平安時代の拠点的な集落と評価されている正直C遺跡である。東山田遺跡と正直C遺跡は、集落の盛期や構成要素などに共通点が多く認められ、同様な歴史的な背景を担っていたと考えられる。特に注目されているのは、規格的な配置を示す掘立柱建物群を含む規模の大きな遺構群である。この遺構群の評価については、2つの考え方方が提示されている。1つは、地域のなかで力を蓄えた有力者の居宅とする見解、もう1つは、古代の郡を構成する郷にかかる公的な役割を担った施設とみなす意見、である。後者では、谷田川下流の東岸域と西岸域を別の郷と評価した上で、東山田遺跡の位置する東岸域を、郡山市田村町小川を郷の遺称地名とみて、小川郷に比定する。



第1図 遺跡の位置



第2図 発掘調査区周辺の地形



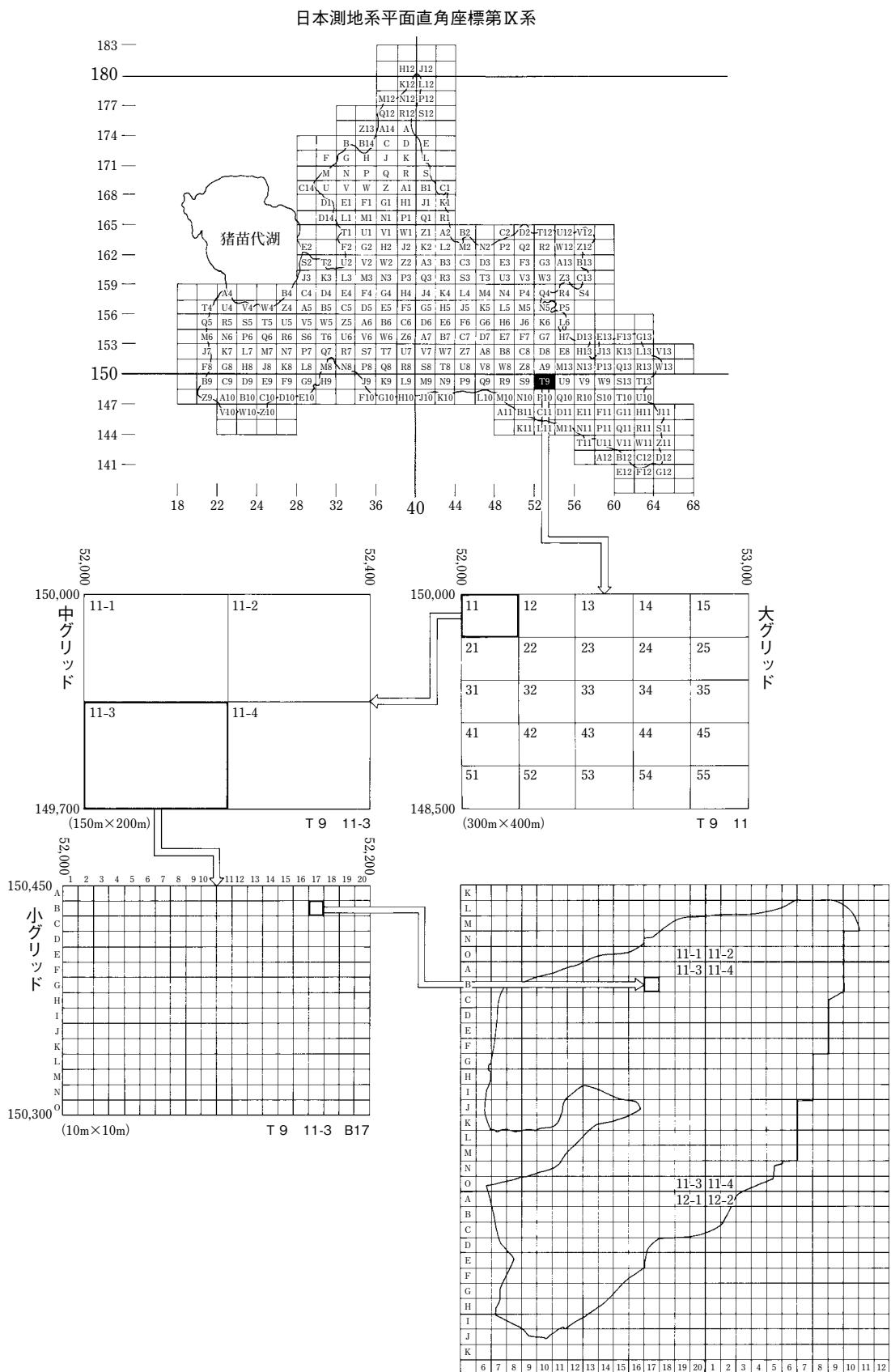
第3図 第2次調査区遺構配置（掘立柱建物・柱列）

第2章 調査の方法

発掘調査に際し、国土基本図に基づく日本測地系平面直角座標第IX系を利用して、調査地区のグリッドを設定した。郡山市では、日本測地系平面直角座標第IX系のE E・E F・F E・F Fのうち、市域と重なる部分を第4図上段に示したように区分していた。この区分のうちのT 9の区画の周辺に、東山田遺跡第2次調査区が位置する。T 9の区画は東西2km、南北1.5kmであり、これを同図中段右側に示したように25分割する。この区画は、東西400m、南北300mである。もっとも北側の列の十の位の数値を1とし、その南側の列の十の位の数値を順次増やして2～5とする。同じように最も西側の列の一の位の数値を1とし、その東側の列の一の位の数値を順次増やして2～5とする。この原理で北西のマスを表示すると、11となる。次いでこのマスを同図中段左側に示したように4分割し、北西のマスを起点として1～4とする。このマスは東西200m、南北150mである。4分割されたマスのうち、例えば南西のマスを表示する場合は、上位の区分と合わせて表示して11-3とする。最後にこのマスを、同図下段左側に示したように300分割し、北西のマスを起点として、東西方向は1～20、南北方向はA～Oとし、例えばB17のように表示する。このマスは、東西10m、南北10mである。以上のようにして設定したグリッドを、遺構の測量や位置の表示、遺構外から出土した遺物の取り上げなどに利用した。現在では一般的に、日本測地系ではなく世界測地系を利用しているが、本報告書では調査時点の日本測地系の数値をそのまま使用し、座標値の変換は行なっていない。

第2次調査区は、東西方向の谷地形によって大きく南北に分かれる。このうち南側の尾根の西側に第1次調査区が隣接しており、この南西部から調査を開始した。表土の除去は重機を使用し、その終了した範囲から調査に着手した。発掘調査は、調査員・補助員が合わせて4～5名、作業員が15～20名となる班を3つ編成して進めた。各班は、上記のように設定した10m四方のグリッドを基準にした南北方向のグリッド列を単位に、北から南へと作業を進め、そのグリッド列の作業が終了すると、東側の新たなグリッド列に転じるようにして順次北東方向へと調査範囲を広げた。南側の尾根から北側の尾根へと調査の対象地が移動した後は、調査の方向を東から西へと変えた。南側の尾根の調査が終了した時点で、その範囲を開発者へ引き渡した。そのため、空中写真撮影は2度実施している。発掘調査区の大半が丘陵上に設定されているため、ほとんどの場所では表土の直下に地山があり、遺構の確認面はおおむね地山である。確認した遺構は、四分法もしくは二分法で掘り込み、堆積土の様相を観察した。その際、「標準土色帳」は使用していない。各遺構の調査担当者の主觀により土色を表現しているため、記載の内容には不統一な面があると思われるが、本報告書では統一していない。なお、第2次調査区での作業が終了した班から順次、東側に隣接する第3次調査区の調査へと転じたため、年度末から年度初にかけての時期に、第2次調査と第3次調査とを並行して実施した期間がある。

整理作業は、出土遺物の水洗・注記、遺構図面の調整といった基礎的な作業については発掘調査と並行して進め、遺物の接合や実測といった本格的な作業は次年度以降に順次行なった。ただし、すべての作業は終了せず、接合・実測以下の作業は中途で中断した。その後、令和6年度に整理作業を再開し、同年度末刊行の本報告書には、第2次調査のうち、掘立柱建物と柱列を収録した。



第4図 グリッドの設定

第3章 遺構

本章では、東山田遺跡第2次調査で確認した遺構のうち、掘立柱建物と柱列を報告する。掘立柱建物は8号から102号までの95棟、柱列は1号から8号までの8本である。掘立柱建物には同一地点での建て替え事例が複数あるが、調査担当者によって遺構番号の付け方に異同がある。そのため、新旧の建物に異なる番号を付けたケースと、そうではないケースがある。本報告書では、それらを統一的な基準で整序しなおすことはしなかった。第2次調査区では、東西方向の谷地形を挟んで南側と北側に尾根地形があり、この2つの尾根上に遺構が展開する。以下では、このうちの南側の尾根を南尾根、北側の尾根を北尾根と呼称する。

8号掘立柱建物 第5図に示した。南尾根のE・F9グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約3.5m、南北約5.3~5.5mである。柱間は、東西2間、南北3間である。建物軸は、東へ約15°傾く。柱列で囲まれた範囲内に小穴があるが、柱筋が揃わない。床束の類いとは考え難く、別遺構と判断した。西側柱列の西側には、柱間2間の1号柱列が近接する。両遺構は主軸方位がおおむね一致し、関連すると考えられる。柱列の長さは、柱穴の中心から中心を基準にすると、約2.6mである。1号柱列は、8号掘立柱建物に伴う扉もしくは柵の可能性がある。調査時点では、1号柱列の柱穴の深さはいずれもごく浅かった。

9号掘立柱建物 第6図に示した。南尾根のB13グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約2.5~2.7m、南北約2.4~2.7mである。柱間は東西・南北ともに2間で、おおむね正方形の平面である。建物軸は、東へ約15°傾く。柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。南北の柱列は柱筋が通るのに対し、東西の柱筋は中間のP2とP6が外側に若干ずれる。このような平面的な特徴から、P2とP6に棟持柱を据えた可能性がある。平面はおおむね正方形ながら、構造的には南北棟と評価できる。14号掘立柱建物と重複関係にあり、本遺構のP6と14号掘立柱建物のP3が直接的に重複する。平面観察によって、本遺構の方が新しいと判断したが、柱穴の上端付近が微かに重なる程度である。ほぼ同一の場所において、1間1間の14号掘立柱建物から2間2間の本遺構へと建て替えたと考えられる。

10号掘立柱建物 第7図に示した。南尾根のN・O14・15グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約4.9~5.4m、東西約5.2~5.3mである。柱間は南北2間、東西4間で、おおむね正方形の平面である。建物軸は、ほぼ正方位である。11号掘立柱建物と160・195号土坑および15号溝と重複関係にある。11号掘立柱建物とは柱穴の直接的な重複がなく、新旧関係は不明である。160・195号土坑との新旧関係は、平面観察によって、本遺構の方が新しいと判断した。160・195号土坑が11号掘立柱建物に伴う廃棄土坑であれば、11号掘立柱建物よりも本遺構の方が新しいことになる。15号溝とは直接的に重複しないが、15号溝は比較的新しい時期のものと考えられるため、本遺構の方が

古いとみられる。南東に隣接する35号竪穴建物とも同時併存しないと考えられるが、新旧関係は不明である。ほぼ同一の場所において、2間2間の11号掘立柱建物から2間3間の本遺構へと建て替えたと考えられる。

11号掘立柱建物 第8図に示した。南尾根のN・O15グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約4.8~5.0m、東西約5.0~5.1mである。柱間は東西・南北ともに2間で、おおむね正方形の平面である。建物軸は、西へ約5°傾く。柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。東側柱列では、中間のP4が外側に若干ずれる。このような平面的な特徴から、P4およびこれと対になるP9に棟持柱を据えた可能性がある。その場合、平面はおおむね正方形ながら、構造的には東西棟と評価できる。平側にあたる南側柱列では、柱列の中間付近でP6とP7が近接し、このうちP7は柱筋から内側にずれる。柱間の間隔が狭いP6とP7の間を、出入口として利用していた可能性がある。10号掘立柱建物・35号竪穴建物・178号土坑・15号溝と重複関係にある。これらのうち、柱穴が直接的に重複するのは178号土坑のみであり、両遺構の新旧関係は、平面観察によって、本遺構の方が新しいと判断した。10号掘立柱建物との新旧関係は、10号掘立柱建物より古いと判断した160・195号土坑が本遺構に伴う廃棄土坑とすれば、10号掘立柱建物より本遺構の方が古いくことになる。35号竪穴建物との新旧関係は不明である。15号溝との新旧関係は、15号溝は比較的新しい時期のものと考えられるため、本遺構の方が古いとみられる。ほぼ同一の場所において、2間2間の本遺構から2間3間の10号掘立柱建物へと建て替えたと考えられる。

12号掘立柱建物 第9図に示した。南尾根のA14・15グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約4.3~4.6m、東西約3.5~3.7mで、平面は南北にやや長い。柱間は南北・東西ともに2間である。建物軸は、東へ約10°傾く。柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。東側柱列中間のP6が、外側に若干ずれる。このような平面的な特徴から、P6およびこれと対になるP2に棟持柱を据えた可能性がある。その場合、平面はやや南北に長いものの、構造的には東西棟と評価できる。13号掘立柱建物・14号溝と重複する。13号掘立柱建物とは直接的に重複しないが、13号掘立柱建物より新しいと判断した165・166号土坑が本遺構に伴う廃棄土坑とすれば、13号掘立柱建物より本遺構の方が新しいことになる。14号溝との新旧関係は、平面観察によって、本遺構の方が古いと判断した。同じ2間2間の構造のまま、東西方向に少し位置をずらして、13号掘立柱建物から本遺構へと建て替えたと考えられる。

13号掘立柱建物 第10図に示した。南尾根のA14グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約4.2~4.5m、東西約4.3~4.6mである。柱間は南北・東西ともに2間で、おおむね正方形の平面である。建物軸は、東へ約10°傾く。柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。東側柱列では、中間のP4が外側に若干ずれる。このような平面的な特徴から、P4およびこれと対になるP8に棟持柱を据えた可能性がある。その場合、平面はおおむね正方形ながら、構造的には東西棟と評価できる。12号掘立柱建物と165・166号土坑および32号竪穴建物・14号溝と重複関係にある。こ

これらのうち、柱穴が直接的に重複するのは、165・166号土坑および32号竪穴建物・14号溝で、平面観察によって、いずれの遺構よりも本遺構の方が古いと判断した。12号掘立柱建物との新旧関係は、本遺構よりも新しいと判断した165・166号土坑が、12号掘立柱建物に伴う廃棄土坑とすれば、12号掘立柱建物より本遺構の方が古いことになる。同じ2間2間の構造のまま、東西方向に少し位置をずらして、本遺構から12号掘立柱建物へと建て替えたと考えられる。

14号掘立柱建物 第6図に示した。南尾根のB13グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約2.1～2.4m、南北約2.2～2.4mである。柱間は東西・南北ともに1間で、おおむね正方形の平面である。建物軸は、東へ約15°傾く。北東の隅柱を据え替えていたとみられ、この位置にはP2とP5の2基の柱穴がある。9号掘立柱建物および単独の小穴であるB13グリッドの1号ピットと重複関係にある。本遺構のP3と9号掘立柱建物のP6が直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が古いと判断したが、柱穴の上端付近が微かに重なる程度である。P3は単独の小穴であるB13グリッドの1号ピットとも直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が古いと判断した。ほぼ同一の場所において、1間1間の本遺構から2間2間の9号掘立柱建物へと建て替えたと考えられる。

15号掘立柱建物 第11図に示した。南尾根のA13グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約2.6～2.8m、南北約2.9～3.1mであり、平面は南北にやや長い。柱間は東西1間、南北2間である。建物軸は、東へ約19°傾く。170号土坑および単独の小穴であるA13グリッドの1・2号ピットと重複関係にある。このうち直接的に重複する170号土坑とA13グリッドの2号ピットとの新旧関係は、平面観察によって、いずれも本遺構の方が古いと判断した。直接的な重複のないA13グリッドの1号ピットとの新旧関係は不明ながら、2号ピットと同様の可能性がある。東側柱列のP3は、170号土坑の底面において、柱穴底面の痕跡のみ確認できた。

16号掘立柱建物 第12図に示した。南尾根のO13・14グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約3.5～3.8m、東西約5.6～6.0mである。柱間は、南北2間、東西3間だが、東側の1間分は庇とみられるため、母屋の柱間は南北・東西ともに2間である。建物軸は、東へ約20°傾く。母屋を構成する柱列内には、床束となりそうな柱穴は未確認である。庇を形成する東側柱列は、母屋の東側柱列とは平行せず、北側が幅広くなる。庇の柱穴であるP4・5・6は、母屋の柱穴と比較して平面規模が小さく、深さも浅い傾向が認められる。南側柱列ではP12からP8へと柱を据え替えている。南東隅柱のP9でも形状に乱れが認められ、柱を据え替えた可能性がある。

17号掘立柱建物 第11図に示した。南尾根のO・A13・14グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約2.5～2.9m、南北約2.6mであり、平面はややゆがんだ正方形である。柱間は、東西1間、南北2間である。北側の柱間の間隔に比して南側の柱間の間隔が広いため、平面形は台形状となる。建物軸は、東へ約29°傾く。171号土坑と直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が古いと判断した。

18号掘立柱建物 第13図に示した。南尾根のC15グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約2.3～2.5m、南北約2.6～2.8mである。柱間は、東西1間、南北2間と判断した。建物軸は、地形に沿うように東へ約34°傾く。本遺構は南東に傾く斜面に位置するため、南東側が流失し、南東側柱列の遺存状態が悪い。調査時には、隅柱のP4・5のみしか確認できなかったが、両者の間にもう1基の柱穴が存在した可能性が高い。北東側柱列と南西側柱列が、斜面下位の南東側にさらに伸びて東西棟となることも考えられるが、近似した規模の1間2間の掘立柱建物が他にもあること、本遺構の南東側が比較的急傾斜で建物を建てるのが難しいと考えられることから、その可能性は低い。16号溝と直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が古いと判断した。

19号掘立柱建物 第14図に示した。南尾根のO・A16グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約4.7m、南北約7.0mであり、平面は南北に長い。柱間は、東西3間、南北4間である。南東に傾く斜面に位置するため、南東側が流失し、柱穴の遺存状態が悪い。建物軸は、東へ約16°傾く。柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。5号溝と直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が古いと判断した。P5とP6、P1とP2の間には、本来は柱穴が存在したはずだが、5溝により失われている。

20号掘立柱建物 第13図に示した。南尾根のB・C16グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約4.1m、南北約4.5mであり、平面は南北にやや長い。柱間は、東西2間、南北3間と判断した。建物軸は、地形に沿うように東へ約38°傾く。南東に傾く斜面に位置するため、斜面の下位側が流失し、柱穴の遺存状態が悪い。調査時には、北西側と南西側の柱列のみ確認できた。北西側柱列・南西側柱列とともに、さらに伸びる可能性を否定できないが、少なくとも急傾斜となる南東側への延伸は考え難く、北西側柱列についても、本遺構のなかで最も遺存状態が良好な柱列であるにもかかわらず、延伸が認められないことから、P4が隅柱になると思われる。遺存柱列および想定柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。

21号掘立柱建物 第15図に示した。南尾根のL・M17グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約3.8～4.0m、東西約6.2～6.3mである。柱間は南北が2間だが、東西では柱穴の欠落がある。北側柱列のP1とP2の間に2基分、南側柱列のP7とP8の間に1基分の柱が想定でき、南北2間、東西4間に相当する構造と考えられる。北側柱列の2基分のうちの1基は、重複関係にある23号溝により失われた可能性があるが、その他については、調査時の見逃しや、部分的に礎石を据えた礎石立ちの構造などが考えられる。東側柱列と西側柱列の中間に位置するP4とP9は、柱筋が揃わずに外側にずれる。このような平面的な特徴から、P4とP9に棟持柱を据えていたと考えられる。柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。建物軸は、西へ約35°傾く。22・23号掘立柱建物および21～23号溝と重複関係にある。P6が22号掘立柱建物のP5と直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が新しいと判断した。23号掘立柱建物との直接的な重複はないものの、23号は本遺構よりも古い22号掘立柱建物よりも古いくことから、本遺構の方が新しいことになる。21～23号溝は一連の遺構

であり、このうちの22号溝とP 5とが直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が古いと判断した。ほぼ同一の場所において、2間3間の23号掘立柱建物→2間2間の22号掘立柱建物→2間4間相当の本遺構へと建て替えたと考えられる。

22号掘立柱建物 第16図に示した。南尾根のL17グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約3.6m、東西約4.2~4.5mであり、平面は東西にやや長い。柱間は、南北・東西ともに2間である。柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。建物軸は、西へ約21°傾く。21・23号掘立柱建物および21~23号溝と重複関係にある。P 5が21号掘立柱建物のP 6と直接的に重複し、本遺構の方が古いことを、P 1・2・3がそれぞれ23号掘立柱建物のP 1・2・3と直接的に重複し、本遺構の方が新しいことを、一連の遺構である21~23号溝とP 1・4・6・8が直接的に重複し、本遺構の方が古いことを、それぞれ平面観察によって判断した。ほぼ同一の場所において、2間3間の23号掘立柱建物→2間2間の本遺構→2間4間相当の21号掘立柱建物へと建て替えたと考えられる。

23号掘立柱建物 第17図に示した。南尾根のL・M17グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約4.3m、東西約6.2~6.3mであり、平面は東西にやや長い。柱間は、南北2間、東西3間である。柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。建物軸は、西へ約27°傾く。東側柱列中間のP 5は、柱筋が揃わぬ外側に若干ずれる。このような平面的な特徴から、P 5およびこれと対になるP 10に棟持柱を据えた可能性がある。21・23号掘立柱建物および21~23号溝と重複関係にある。P 1・2・3がそれぞれ22号掘立柱建物のP 1・2・3と直接的に重複し、本遺構の方が古いことを、一連の遺構である21~23号溝とP 1・6・10が直接的に重複し、本遺構の方が古いことを、それぞれ平面観察によって判断した。ほぼ同一の場所において、2間3間の本遺構→2間2間の22号掘立柱建物→2間4間相当の21号掘立柱建物へと建て替えたと考えられる。

24号掘立柱建物 第18図に示した。南尾根のJ17・18グリッドに位置する。調査時は、東西2間、南北3間の総柱の掘立柱建物と判断したが、北側柱列としたP 9・5・1の形状や配置に不自然な点が認められるため、この柱列を除く2間2間の総柱の掘立柱建物と評価すべきであろう。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約3.6m、東西約4.0~4.1mであり、平面は東西にやや長い。建物軸は、西へ約19°傾く。柱間は、南北・東西ともに2間で、総柱の構造である。北側柱列のうち、P 9は他の柱穴と比較して規模が小さく、形状も乱れている。本遺構とは関連しない小穴と評価すべきかもしれない。P 1とP 5は、本遺構の北側に配置された柱列、あるいは本遺構に付属する張り出し部の可能性がある。後者の場合、P 1が東側柱列の柱筋と揃わぬのが難点だが、北東隅柱のP 2は2基の柱穴が重複した形状であり、このうちの外側のP 2aと組み合うとすれば、本遺構に付属する構築物、例えば出入口のような施設かもしれない。26号掘立柱建物・19号溝と直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が26号掘立柱建物より新しく、19号溝より古いと判断した。26号掘立柱建物も本遺構と同じく2間2間の総柱の構造であり、やや位置をずらして、26号掘立柱建物から本遺構へと建て替えた可能性がある。

25号掘立柱建物 第19図に示した。南尾根のL・M16・17グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約4.6～4.7m、南北約4.5～5.0mであり、平面はほぼ正方形である。建物軸は、西へ約23°傾く。柱間は、東側柱列で2間、西側柱列で1間、南側柱列で3間、北側柱列で2間である。西側柱列では中間に位置する柱穴が欠落し、部分的な礎石立ちの構造もしくは調査時の見逃しの可能性がある。南北の柱間は、2間と評価すべきだろう。東西方向の南側・北側柱列では、柱間の間隔が不揃いであり、2間と3間のいずれとも決し難い。ただし、柱間の間隔が狭いP4とP5の間か、P5とP6の間のどちらかが入口であった可能性があり、その場合は東西2間と評価できる。東側柱列中間のP2は、柱筋と揃わず外側へややすれている。このような平面的な特徴から、P2は棟持柱を据えた可能性があり、これと対になる棟持柱が礎石立ちであったとしても不自然ではない。その場合、平面はおおむね正方形ながら、構造的には東西棟と評価できる。22号溝と重複関係にあり、柱穴との直接的な重複はないが、22号溝は比較的新しい時期のものと考えられるため、本遺構の方が古いとみられる。

26号掘立柱建物 第20図に示した。南尾根のJ・K18グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約2.6～2.9m、南北約3.5～3.6mであり、平面は南北に長い。建物軸は、西へ約14°傾く。柱間は、東西・南北ともに2間で、総柱の構造である。ただし、南側柱列の中間にあるべき柱穴が、重複する1号性格不明遺構により失われている。1号性格不明遺構の他、24号掘立柱建物および19・24号溝と重複関係にある。直接的に重複する1号性格不明遺構と19号溝との新旧関係は、平面観察によって、本遺構が両遺構よりも古いと判断した。24号溝についても、平行する19号溝と近い時期とみられることから、本遺構の方が古いと考えられる。東側柱列と西側柱列の中間に位置する南北の柱列を構成するP2とP8は、他の柱穴と比べて深さが浅い。よってこの柱列の柱にかかる荷重は相対的に低かったと予想でき、棟を支えるような柱ではなく、床束を据えていたと考えられる。24号掘立柱建物も本遺構と同じく2間2間の総柱の構造であり、やや位置をずらして、本遺構から24号掘立柱建物へと建て替えた可能性がある。

27号掘立柱建物 第21図に示した。南尾根のK・L18グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約5.4～5.6m、南北約8.7～8.8mであり、平面は南北に長い。建物軸は、西へ約22°傾く。柱間は、東西3間、南北4間である。東側柱列と西側柱列の柱間の間隔は、最も南側のP7とP16の間およびP10とP13の間で、他の柱間の間隔と比べて狭い。また、P7とP10に挟まれるP8とP9の深さが、他の柱穴と比べて浅い。以上の特徴から、P8とP9は棟や梁などを支える柱ではなく、床束を据えていたと考えられ、南側の1間分にのみ床を張った構造の可能性がある。P8・9の以外には、床束となりそうな柱穴は未確認である。北側柱列のP2とP3、南側柱列のP14とP15は、柱筋が揃わずに外側へややすれる。このような平面的な特徴からは、それぞれの柱に架け渡した梁の中間付近に木材を立てて棟を支えた構造が想定できる。22・33・35・36号溝と直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方がいずれの溝よりも古いと判断した。本遺構は、周辺の掘立柱建物と比べて平面積が広く、部分床張という特殊な構造を持つ。本遺構を含む掘立柱建物群のなかで、中心的な役割を

担った存在と評価できる。

28号掘立柱建物 第22図に示した。南尾根のM18グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約3.6～3.7m、東西約5.4～5.5mであり、平面は東西に長い。建物軸は、西へ約13°傾く。柱間は、南北2間、東西3間である。柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。東側柱列中間のP5と西側柱列中間のP10は、それぞれ柱筋が通らずに外側へややずれる。このような平面的な特徴から、P5とP10に棟持柱を据えた可能性がある。

29号掘立柱建物 第23図に示した。南尾根のI・J20グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約3.6m、東西約3.7～4.0mであり、平面はやや東西に長い。建物軸は、西へ約18°傾く。柱間は、南北・東西ともに2間だが、東西方向の南側柱列の柱間の間隔は不揃いである。中間に位置するP6が西側に寄っており、このP6とP7の間隔が他の柱間と比べて狭い。この場所が、出入口として利用されていた可能性がある。4本の隅柱を据えたP1・3・5・7は、平面の形状がしつかりとし、深さも深い。一方で、隅柱に挟まれるP2・4・6・8は、相対的に平面が小規模で、いずれも深さが浅い。以上のような特徴から、4本の隅柱を中心に上屋を支える構造であったと考えられる。柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。

30号掘立柱建物 第23図に示した。南尾根のJ20グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約3.0～3.6m、東西約3.0～3.5mであり、平面はややいびつな正方形である。建物軸は、西へ約30°傾く。柱間は、南北1間、東西2間である。北側・南側柱列ともに、中間の柱穴の柱筋が揃わない。北側柱列のP2は内側に、南側柱列のP5は外側にずれる。P2・P5に据えた柱で、棟を支える構造になっていたと考えられる。

31号掘立柱建物 第24図に示した。南尾根のK20グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約2.9～3.0m、南北約3.0～3.1mであり、平面はおおむね正方形である。建物軸は、西へ約18°傾く。柱間は、東西・南北とも2間と評価できそうだが、東西方向の南側柱列では中間の柱穴が欠落する。北側柱列のP2、東側柱列のP4、西側柱列のP7といった隅柱に挟まれる中間の柱穴は、いずれも柱筋が揃わず、外側にずれる。南側柱列中間の柱穴が欠落することを踏まえれば、P4とP7に棟持柱を据えていた可能性がある。となれば、平面はおおむね正方形ながら、構造的には東西棟と評価できる。南側柱列で中間の柱穴が欠落するのは、柱穴などとして痕跡をとどめない構造の出入口が、建物の南面に設けられていたからかもしれない。柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。

32号掘立柱建物 第25図に示した。南尾根のL19グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約3.8m、南北約5.4～5.5mであり、平面は南北に長い。建物軸は、西へ約22°傾く。柱間は、東西2間、南北3間である。P1・3・6・8の隅柱の柱穴は、平面および断面の形状から、柱を据え替えた可能性がある。隅柱に挟まれる位置の柱穴には、同様の状況をうかがわせる様相は認め

られないが、一部の柱穴は柱筋が揃わず、外側にずれる。柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。斜面の上位にあたる北側を中心に、雨落溝とみられる溝が確認できた。この溝の位置から、軒の出は妻側と平側で大きな違いはなく、ともに50~60cm程度とみられる。36号掘立柱建物・22号溝と重複関係にある。P10が直接的に重複する22号溝との新旧関係は、平面観察によって、本遺構の方が古いと判断した。36号掘立柱建物との新旧関係は、直接的な重複がないため不明である。ただし、両遺構の建物軸はほぼ一致しており、構造は異なるものの、本遺構と36号掘立柱建物とが、建て替え関係にあることが考えられる。

33号掘立柱建物 第24図に示した。南尾根のK19グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約3.7m、南北約3.7~3.9mであり、平面はおおむね正方形である。建物軸は、西へ約14°傾く。柱間は、東西1間、南北2間と評価できそうだが、北側柱列では、隅柱を据えたP1とP5の間に、平面の規模が小さく、深さの浅いP2~4が並ぶ。このような貧弱な形状から、上屋を支えるような柱が据えられていたとは考え難い。北壁を支える施設の痕跡の可能性がある。対する南側柱列では、隅柱の間に柱穴は未確認であり、痕跡をとどめないような構造の出入口が南面に設けられていたのかもしれない。

34号掘立柱建物 第26図に示した。南尾根のI3グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約3.6~3.7m、東西約3.7mであり、平面はおおむね正方形である。建物軸は、西へ約5°傾く。柱間は、南北2間、東西方向の北側柱列で2間、南側柱列で3間である。2間2間もしくは2間3間の構造となるが、南側柱列の隅柱を据えた柱穴に挟まれるP6とP7は、柱筋が揃わず、位置が外側にずれる。P6とP7の間が出入口として利用されていたとすれば、東西の柱間は、北側柱列を基準にして、2間と評価すべきかもしれない。柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。43・62号溝と重複関係にある。このうちP2とP3が直接的に重複する43号溝との新旧関係は、平面観察によって、本遺構の方が古いと判断した。43号溝と62号溝が平行し、両遺構に関連が想定できることから、直接的な重複のない62号溝についても、本遺構の方が古いと考えられる。

35号掘立柱建物 第27・28図に示した。南尾根のM・N19・20グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約4.3~4.5m、東西約6.7~6.8mであり、平面は東西に長い。建物軸は、西へ約10°傾く。柱間は、南北3間、東西4間である。柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。北側柱列では、P2とP15が重複しており、柱を据え替えた可能性がある。ただし、他の柱穴では同様の状況は未確認である。北側柱列の北側において造成部を確認した。窪地に土砂を入れて造成したとみられ、これを削るようにして雨落溝とみられる溝が北側柱列に平行して続く。雨落溝とみられる溝は、西側柱列の外側にもあり、両者はつながって一連の遺構となる。溝はそれぞれ2条あり、断面観察によって、外側の溝が新しいと判断した。軒の出は、内側の古い溝で計測した場合、北の平側で約50~60cm、東の妻側で約60~70cm、外側の新しい溝で計測した場合、北の平側で約80~110cm、東の妻側で約100~110cmである。以上のことから、軒の出が大きくなるような改修が施されたと考えられる。内側の溝

と22号溝とが接続するが、22号溝は新しい時期のものとみられるため、両者は同時併存しないと思われる。その他、18・26・47号溝および208号土坑と重複関係にある。18・26号溝とはP7、47号溝とはP8が直接的に重複し、平面観察によって、いずれも本遺構の方が古いと判断した。208号溝とは外側の雨落溝が直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が新しいと判断した。ただし、造成層との新旧関係では、平面観察によって208号土坑の方が新しいと判断した。以上の判断に誤りがないとすれば、本遺構は、造成層の形成→軒の出の小さい段階（内側の雨落溝）→208号土坑→軒の出の大きい段階（外側の雨落溝）、という具合に変遷したことになる。

36号掘立柱建物 第26図に示した。南尾根のL19グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約3.3～3.0m、南北約3.7～3.5mであり、平面は南北に長い。建物軸は、西へ約23°傾く。柱間は、東西1間、南北2間である。他の掘立柱建物と比較して、柱穴の平面規模が小さく、深さが浅い傾向にあり、簡素な構造であったと予想できる。32号掘立柱建物・22号溝と重複関係にあるが、柱穴の直接的な重複はない。このうち22号溝は、新しい時期のものとみられるため、本遺構の方が古いと考えられる。32号掘立柱建物との新旧関係は不明ながら、両遺構の建物軸がほぼ一致しており、構造は異なるものの、32号掘立柱建物と本遺構とが、建て替えた関係にあることが考えられる。

37号掘立柱建物 第29図に示した。南尾根のN1グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約2.7m、東西約2.7mであり、平面は正方形である。建物軸は、西へ約5°傾く。柱間は、南北・東西ともに1間である。

38号掘立柱建物 第29図に示した。南尾根のI2グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約2.0～2.1m、東西約2.4mであり、平面は東西にやや長い。建物軸は、西へ約5°傾く。柱間は、南北・東西ともに1間である。

39号掘立柱建物 第30図に示した。南尾根のK・L1・2グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約4.8m、東西約5.3～5.4mであり、平面は東西に長い。建物軸は、西へ約14°傾く。柱間は、南北2間、東西3間である。柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。南側柱列のP6～9には形状の乱れが認められ、柱を据え替えた可能性がある。北側柱列のうち、隅柱に挟まれるP2とP3は、他の柱穴と比べて深さが浅く、南側柱列の対応するP7とP8とは対照的である。

40号掘立柱建物 第31図に示した。南尾根のL・M4・5グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約5.3m、東西約6.6mであり、平面は東西に長い。建物軸は、西へ約8°傾く。柱間は、南北2間、東西3間である。ただし、東西方向の南側柱列では、中間の柱間であるP7とP9の間に、P8とした小穴がある。P8は、他の柱穴と比べて小規模である。西側に隣接するP9も、他の柱穴に比べて深さが浅い。南側柱列の中間柱間に、出入口が設けられていたとすれば、P8・9にみられる以上の特徴は、出入口の存在を反映すると思われる。柱列内に、床束となりそうな柱穴は

未確認である。

41号掘立柱建物 第32図に示した。南尾根のJ 6 グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約3.0～3.2m、東西約4.1～4.3mであり、平面は東西に長い。建物軸は、西へ約17°傾く。柱間は、東西1間、南北2間とみられる。西側柱列の中間に位置する柱穴は、重複する219号土坑により失われている。この失われた柱穴と、東側柱列の中間に位置するP 3に、棟を支える柱を据えたと考えられる。この推定に誤りがなければ、平側の柱間にに対して、妻側の柱間が極端に広い構造となる。重複する219号土坑との新旧関係は、平面観察によって判断した。

42号掘立柱建物 第33図に示した。南尾根のK 5・6 グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約4.3～4.5m、南北約5.0～5.1mであり、平面は南北に長い。建物軸は、西へ約10°傾く。柱間は、東西2間、南北3間である。柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。P 1・2が64号溝と直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が古いと判断した。北西隅柱にあたるP 1は、64号溝の底面において痕跡のみ確認した。ただしその平面的な位置は、北側柱列および西側柱列の双方の柱筋からやや北西へずれる。P 1とした柱穴は、図示した範囲よりも規模が南東側に大きかった可能性がある。

43号掘立柱建物 第34図に示した。北尾根のC 8 グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約3.1～3.4m、東西約5.2～5.3mであり、平面は東西に長い。建物軸は、西へ約26°傾く。柱間は、南北2間、東西3間である。柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。いずれの柱穴も、平面が方形基調となるしっかりとした掘方を持つ。

44号掘立柱建物 第35図に示した。北尾根のC 7 グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約3.8～4.1m、東西約6.0～6.2mであり、平面は東西に長い。建物軸は、西へ約22°傾く。柱間は、南北2間、東西3間である。柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。いずれの柱穴も、平面が方形基調となるしっかりとした掘方を持つ。87・88号溝と直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が古いと判断した。

45号掘立柱建物 第36図に示した。北尾根のA 7 グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約3.6～3.8m、東西約4.4～4.5mであり、平面は東西に長い。建物軸は、東へ約3°傾く。柱間は、南北2間、東西3間である。柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。47号掘立柱建物・2号周溝遺構および90・98号溝と重複関係にある。これらのうち、柱穴と直接的に重複するのは、P 1・10と2号周溝遺構、P 2・8と90号溝、P 3・5と98号溝であり、平面観察によって、本遺構の方が2号周溝遺構より新しく、90・98号溝よりは古いと判断した。直接的には重複しない47号掘立柱建物との新旧関係は不明である。ただし、47号掘立柱建物を含む周辺の掘立柱建物群の建物軸が西に傾く傾向があるなかにあって、本遺構および西に近接する53号掘立柱建物の建物軸はやや東へ傾

く。建物軸がほぼ一致する本遺構と53号掘立柱建物には、関連が想定できる。

46号掘立柱建物 第37図に示した。北尾根のO 8・9グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約3.1～3.2m、南北約4.7～4.8mであり、平面は南北に長い。建物軸は、西へ約17°傾く。柱間は、東西2間、南北3間である。ただし、北側柱列のP 9・10・1は、他の柱穴と比べて規模が小さい傾向にあり、母屋の柱穴とは考え難い。本遺構を構成する柱穴のなかで、比較的規模の大きいP 8・6・4・2に母屋を支える隅柱が据えられた可能性がある。その場合、母屋の柱間は東西・南北とも2間で、その北側に庇が付く構造だったと考えられる。母屋北側柱列の中間の柱穴と推定したP 11が貧弱な規模であることと、東側柱列のP 3が柱筋から外側にややずれていることからすれば、P 3およびこれと対になる西側柱列のP 7に、棟持柱を据えていた可能性がある。母屋の南北規模は、約3.1～3.2mである。母屋を構成する柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。

47号掘立柱建物 第38・39図に示した。北尾根のA・B 7・8グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約5.0～5.1m、東西約5.5～5.9mであり、平面は東西に長い。建物軸は、西へ約18°傾く。柱間は、東西2間、南北3間である。柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。いずれの柱穴も、平面が方形基調となるしっかりととした掘方を持つ。45・50・51号掘立柱建物、258・259号土坑、90・98・100号溝と重複関係にある。これらのうち、柱穴と直接的に重複するのは、P 6と50・51号掘立柱建物、P 1と90号溝、P 3・4と98号溝であり、平面観察によって、90・98号溝より本遺構が古ないと判断した。50・51号掘立柱建物については、本遺構の調査時には存在を認識できず、東側に隣接する228号土坑の調査時に存在に気付いた経緯があり、新旧関係を十分に観察できなかった。直接的には重複しない258・259号土坑および100号溝のうち、258・259号土坑との新旧関係は不明だが、100号溝は新しい時期のものとみられるため、本遺構の方が古いと考えられる。

48号掘立柱建物 第40図に示した。北尾根のA 6・7グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約4.2～4.4m、東西約5.7～5.8mであり、平面は東西に長い。建物軸は、西へ約10°傾く。柱間は、南北2間、東西3間である。柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。2号周溝遺構と直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が新しいと判断した。柱痕堆積土に大量の焼土および炭化物が混入し、P 10の東側から炭化物塊が出土している。本遺構は、火災で廃絶したと考えられる。

49号掘立柱建物 第41図に示した。北尾根のB・C 6グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約4.4～4.6m、南北約6.5～6.6mであり、平面は南北に長い。建物軸は、西へ約25°傾く。柱間は、東西2間、南北3間である。柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。いずれの柱穴も、平面が方形基調となるしっかりととした掘方を持つ。単独の小穴であるB 6グリッドの1号ピットと、P 1が直接的に重複する。

50号掘立柱建物 第42図に示した。北尾根のA・B 8 グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約1.5～1.7m、南北約2.8～2.9mであり、平面は南北に長い。建物軸は、西へ約19°傾く。柱間は、東西・南北ともに1間である。柱穴の平面規模は小さく、深さも浅いことから、簡素な構造であったと予想できる。47・51号掘立柱建物および228号土坑と直接的に重複する。P 4が47・51号掘立柱建物と、P 2が228号土坑と直接的に重複するが、47号掘立柱建物および228号土坑調査時に本遺構の存在を認識できていなかったため、新旧関係は不明である。51号掘立柱建物との新旧関係は、平面観察によって、本遺構の方が新しいと判断した。ほぼ同一の場所において、平面規模を小さくするかたちで、1間1間の51号掘立柱建物から、同じく1間1間の本遺構へと建て替えたと考えられる。

51号掘立柱建物 第42図に示した。北尾根のA・B 8 グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約2.7～2.9m、南北約2.9mであり、平面はほぼ正方形である。建物軸は、西へ約11°傾く。柱間は、東西・南北ともに1間である。柱穴の平面規模は小さく、深さも浅いことから、簡素な構造であったと予想できる。47・50号掘立柱建物および228号土坑と直接的に重複する。P 4が47・50号掘立柱建物と、P 2が228号土坑と直接的に重複するが、47号掘立柱建物および228号土坑調査時に本遺構の存在を認識できていなかったため、新旧関係は不明である。50号掘立柱建物との新旧関係は、平面観察によって、本遺構の方が古いと判断した。ほぼ同一の場所において、平面規模を小さくするかたちで、1間1間の本遺構から、同じく1間1間の50号掘立柱建物へと建て替えたと考えられる。

52号掘立柱建物 第43図に示した。北尾根のA・B 5・6 グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約4.6～4.8m、南北約6.1～6.6mであり、平面は南北に長い。建物軸は、西へ約18°傾く。柱間は、東西2間、南北3間である。柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。西側および東側柱列を構成する柱穴は、平面が方形基調で掘方もしっかりしているが、北側および南側柱列の中間に位置するP 10とP 5は、平面が円形を基調とし、深さが浅い。53号掘立柱建物および90・105号溝と重複関係にある。直接的な重複がないため、53号掘立柱建物との新旧関係は不明であるが、本遺構を含む周辺の掘立柱建物群の建物軸が西へ傾く傾向があるなかで、53号掘立柱建物は建物軸がやや東へ傾いており、機能した時期が異なる可能性がある。90号溝とはP 6が直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が古いと判断した。105号溝とは直接的に重複しないが、90号溝と軸線が一致し、関連する溝と考えられることから、90号溝の場合と同じく本遺構の方が古いと考えられる。

53号掘立柱建物 第44図に示した。北尾根のA・B 5・6 グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約3.5～3.6m、南北約4.2～4.4mであり、平面は南北に長い。建物軸は、東へ約11°傾く。柱間は、東西・南北とも2間である。柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。北東隅柱を据えたP 3では、底面に根石を設置している。東側および西側柱列の中間に位置するP 8とP 4は、柱筋が揃わざず内側にずれる。北側柱列の中間に位置するP 2も、若干だが内側にずれる。52

号掘立柱建物・269号土坑および90・100・105号溝と重複関係にある。これらのうち、P 4・6と269号土坑が直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が古いと判断した。90・100・105号溝とは直接的に重複しないが、これらの溝は新しい時期のものとみられるため、本遺構の方が古いと考えられる。52号掘立柱建物とも直接的な重複がないため、新旧関係は不明だが、本遺構より新しい269号土坑が52号掘立柱建物に伴う廃棄土坑とすれば、本遺構の方が古いことになる。52号掘立柱建物を含む周辺の掘立柱建物群の建物軸が西へ傾く傾向があるなかで、本遺構および東に近接する45号掘立柱建物は建物軸がやや東へ傾く。建物軸がほぼ一致する本遺構と45号掘立柱建物には、関連が想定できる。

54号掘立柱建物 第45図に示した。北尾根のE・F 6 グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約2.8~3.0m、南北約2.8~3.1mであり、平面はほぼ正方形である。建物軸は、西へ約24°傾く。柱間は、東西1間、南北2間である。4本の隅柱を据えた柱穴は、平面が方形基調で規模が大きいが、東側および西側柱列の中間に位置するP 6とP 3は規模が小さい。上屋を主に支えたのは4本の隅柱と考えられる。東側柱列のP 2とP 4では、柱穴掘方の西壁にテラス状の段が形成されており、このテラス状の段とP 3の軸線が揃う。P 3と対になるP 6も、西側柱列の中心軸からはやや内側にずれる。P 2・4のテラス状の段に床束が据えられていたとすれば、P 3とP 6にも床束を据えていたと考えられ、本遺構は床張の構造だった可能性がある。

55号掘立柱建物 第46図に示した。北尾根のA・B 2 グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約3.7~4.0m、東西約3.8mであり、平面はほぼ正方形である。建物軸は、西へ約5°傾く。柱間は、南北・東西ともに2間で、総柱の構造である。P 1・9・4が121号溝と直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が古いと判断した。

56号掘立柱建物 第47図に示した。北尾根のO・A 3 グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約2.6~2.8m、東西約3.6~3.8mであり、平面は東西に長い。建物軸は、西へ約7°傾く。柱間は、南北・東西ともに2間で、総柱の構造である。P 3・4・5が112号溝と、P 2・9・6が121号溝と直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が古いと判断した。

57号掘立柱建物 第48図に示した。北尾根のN・O 19・20 グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約4.1~4.4m、南北約5.5~5.9mであり、平面は南北に長い。建物軸は、西へ約14°傾く。柱間は、東西方向の北側柱列で2間、南側柱列で3間、南北は3間である。南側柱列は柱間の間隔が狭く、出入口に関わる施設が存在した可能性がある。その場合、東西2間、南北3間と評価できる。柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。東側柱列のP 8はa・bの2基の柱穴からなり、柱を据え替えたとみられる。その他、P 1・5・7・9・10においても、形状や断面観察によって、柱の据え替えが想定できる。ただし、すべての柱穴で柱を据え替えているわけではないようである。西側柱列および南側柱列の外側には、柱列と平行する方向の不整形の溝がある。軸線の一致から、本遺構と関連するのは明らかであり、付属溝とした。柱列の外側に平行する位置から、雨落溝とし

ての属性が考えられそうだが、部分的ながら小穴状に深く窪む部分があって、雨落溝としては形状が不自然である。両付属溝の中心軸と柱列の距離は、西側・南側とも約1.5mであり、軒の出としては数値が大きい。このように、両付属溝には雨落溝として不自然な属性が多い。本遺構の北側には、鍛冶関連の遺構とみられる2号炉とした遺構があり、この2号炉は本遺構と関連する可能性は高い。また、本遺構が立地するのは、北東方向へ緩やかに傾斜する地点であり、両付属溝が確認できた南側と西側は、斜面の上位にあたる。以上のことから、雨水などが建物へ浸入するのを防ぐ目的で、両付属溝が設けられた可能性がある。

58号掘立柱建物 第49図に示した。北尾根のB20グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約3.0m、南北約3.8~4.0mであり、平面は南北に長い。建物軸は、西へ約14°傾く。柱間は、東西・南北ともに2間で、総柱の構造である。P1・3・6・7・8では、平面の形状や断面の観察によって、柱を据え替えていると判断した。底面に段差のあるP4や平面の形状が歪むP5もその可能性がある。P2とP9では、柱の据え替えをうかがわせる様相は認められなかった。このうち建物の範囲の中心に位置するP9は、他の柱穴と比べて深さが極端に浅い。柱にかかる荷重が、比較的低かったと予想できる。北側柱列とその南側の柱列との間には、P10・11・12とした3基の小穴が並ぶ。平面の規模は小さく、深さも浅い。その軸線は、本遺構柱列の軸線とは一致しない、建物の範囲内にはあるものの、関連のない小穴列かもしれない。

59号掘立柱建物 第50図に示した。北尾根のA18・19グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約5.4~5.5m、東西約7.6~7.7mであり、平面は東西に長い。建物軸は、西へ約10°傾く。柱間は、南北2間、東西4間である。柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。大半の柱穴は、平面が方形基調となるしっかりとした掘方を持つ。大きな規模と柱穴の形状から、堅牢な構造と予想できる本遺構は、本遺構を含む掘立柱建物群のなかで、中心的な役割を担った建物の1棟と考えられる。61号掘立柱建物・331号土坑・121号溝と重複関係にある。P2・3・4が61号掘立柱建物と、P7・12が121号溝と直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が61号掘立柱建物よりは新しく、121号溝よりは古いと判断した。直接的に重複しない331号土坑との新旧関係は不明だが、同遺構は61号掘立柱建物より新しい。ほぼ同一の場所において、2間2間の61号掘立柱建物から2間4間の本遺構へと建て替えている。両遺構の規模・構造に大きな違いがあることから、建物の性格が継続するような建て替えではなかったと考えられる。

60号掘立柱建物 第51図に示した。北尾根のE・F20グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約3.3~3.4m、南北約3.8~3.9mであり、平面は南北に長い。建物軸は、東へ約11°傾く。柱間は、東西2間、南北2間と評価できるが、柱間の間隔は不均一である。西側柱列の柱間の間隔はおおむね等しいのに対し、これと相対する東側柱列では、中間に位置するP4が北側へ寄つて北側の柱間の間隔が狭く、南側および北側柱列においても、中間に位置するP2とP6が東側へ偏る。このP2とP6と柱筋を揃えた位置にP9があり、その位置は東側柱列のP4と対になる。その結果、

北東の隅に、P 2・3・4・9に区画された東西約1.4~1.5m、南北約1.2~1.3mの空間が形成されている。本遺構の柱穴は、いずれも平面の規模が小さく円形を基調としており、本遺跡の掘立柱建物の多くが方形基調の平面の柱穴であるなかにあって、異質な印象を受ける。また、周辺の掘立柱建物の建物軸が西へ傾くのに対し、本遺構は東へ傾く。以上の特徴的な属性を考慮すれば、本遺構の機能した時期は、他の多くの掘立柱建物とは異なる可能性がある。

61号掘立柱建物 第52図に示した。北尾根のA 18・19グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約3.6m、東西約4.0mであり、平面は東西にやや長い。建物軸は、西へ約15°傾く。北西隅柱を据えたとみられる柱穴は、重複する59号掘立柱建物のP 2により失われている。柱間は、南北・東西ともに2間と評価できるが、西側柱列では南西隅柱を据えたP 6と柱列の中間に位置するP 8の間にP 7があり、P 6とP 8の間の柱間が2分されている。この場所に、出入口が設けられていた可能性がある。柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。P 5・6・8では、平面の形状や断面観察によって、柱が据え替えられたと考えられる。59号掘立柱建物・331号土坑・121号溝と直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方がいすれの遺構よりも古いと判断した。ほぼ同一の場所において、2間2間の本遺構から2間4間の59号掘立柱建物へと建て替えている。両遺構の規模・構造に大きな違いがあることから、建物の性格が継続するような建て替えではなかったと考えられる。

62号掘立柱建物 第53・54図に示した。北尾根のC・D 19・20グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約6.5m、南北約7.5mであり、平面は南北にやや長い。建物軸は、西へ約14°傾く。柱間は、東西・南北ともに3間と評価できるが、南側柱列のP 9と南西隅柱を据えたP 11の間にP 10があり、P 9とP 10の間の柱間が2分されている。この場所に、出入口が設けられていた可能性がある。柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。63号掘立柱建物・78号竪穴建物・123号溝および322・323・324・335号土坑と重複関係にある。これにのうち、63号掘立柱建物・78号竪穴建物・123号溝・323・324号土坑とは直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が、63号掘立柱建物より新しく、78号竪穴建物・123号溝および323・324号土坑よりは古いと判断した。直接的に重複しない322・335号のうち、335号土坑は、本遺構より古い63号掘立柱建物よりも古いため、本遺構との新旧関係も古いと判断できる。322号土坑との新旧関係は不明である。ほぼ同一の場所において、同じ3間3間の構造ながら、規模をやや大きくして、63号掘立柱建物から本遺構へと建て替えている。

63号掘立柱建物 第53・54図に示した。北尾根のC・D 19・20グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約5.0~5.2m、南北約6.2mであり、平面は南北に長い。建物軸は、西へ約14°傾く。柱間は、東西・南北ともに3間である。柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。柱痕の堆積土である ℓ 2は焼土粒を含み、同じく ℓ 3は含有する焼土粒が多い。本遺構は、廃絶に際して火災が発生した可能性がある。62号掘立柱建物・78号竪穴建物・335号土坑・123号溝と直接的に重複し、平面観察によって、本遺構は335号土坑より新しく、62号掘立柱建物・78号竪穴建物・123号溝よりは古いと判断した。ほぼ同一の場所において、同じ3間3間の構造で規模をやや大きくして、本遺

構から62号掘立柱建物へと建て替えている。

64号掘立柱建物 第55図に示した。北尾根のA17・18グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約4.2～4.5m、東西約6.7～7.1mであり、平面は東西に長い。建物軸は、西へ約9°傾く。柱間は、南北2間、東西3間である。柱列内に、床東となりそうな柱穴は未確認である。71・72号掘立柱建物および300・308・316号土坑および121号溝と重複関係にある。これらのうち、柱穴が直接的に重複するのは300・308・316号土坑および121号溝であり、平面観察によって、本遺構の方が、121号溝および300・316号土坑よりは古く、308号土坑よりは新しいと判断した。本遺構より古い308号土坑が同じく72号掘立柱建物より古く、本遺構より新しい300・316号土坑が同じく71号掘立柱建物より新しいので、重複関係にある各遺構の新旧関係は、308号土坑→64・71・72号掘立柱建物→300・316号土坑となる。柱穴が直接的には重複しない71・72号掘立柱建物との新旧関係は不明である。ただし、71号掘立柱建物の東側には59号掘立柱建物が隣接し、軒の出を考慮すれば両遺構の併存は考え難いこと、61号掘立柱建物と71・72号掘立柱建物とが同じ2間2間の柱間で関連が想定でき、61号掘立柱建物と71・72号掘立柱建物とが併存する可能性があること、59号掘立柱建物と64号掘立柱建物は軒の出を考慮しても併存が可能な位置関係にあることといった諸点を踏まえて、61号掘立柱建物→59号掘立柱建物という新旧関係を64号掘立柱建物と71・72号掘立柱建物との重複関係に援用すれば、71・72号掘立柱建物（=61号掘立柱建物）→64号掘立柱建物（=59号掘立柱建物）と変遷したと考えられる。

65号掘立柱建物 第56・57図に示した。北尾根のA16・17グリッドに位置する。第56図の上段に示したように、本遺構は66号掘立柱建物と重複し、柱穴の組み合わせにA案とB案が想定できた。A案では、本遺構の平面がやや不自然である。一方で、それを解消したB案では、A案で66号掘立柱建物のP7とした柱穴が余ってしまう。本報告の遺構図では調査時の判断を尊重してA案を採用したが、B案も併せて説明する。本遺構の規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約3.0～3.1m、南北3.5～3.6mであり、平面は南北にやや長い。建物軸は、西へ約7°傾く。柱間は、東西・南北とも2間と評価できるが、東側柱列の中間に位置する柱穴を欠く。柱列内に、床東となりそうな柱穴は未確認である。B案では、南北2間、東西3間となる。66号掘立柱建物・121号溝と重複関係にある。本遺構のP1と66号掘立柱建物のP2が直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が新しいと判断した。121号溝とは直接的に重複しないが、121溝は新しい時期のものとみられるため、本遺構の方が古いと考えられる。ほぼ同一の場所において、2間3間の66号掘立柱建物から2間2間の本遺構へと建て替えていく。B案の場合は、2間2間の66号掘立柱建物から2間3間の本遺構へと建て替えたことになる。なお、東側の建物群においては、柱間が東西・南北ともに2間2間の構造の61・71・72号掘立柱建物から、東西の柱間が多い構造の59・64号掘立柱建物へと変遷している。この点を重視すれば、B案の方に妥当性があるかもしれない。

66号掘立柱建物 第56・57図に示した。北尾根のA16・17グリッドに位置する。第56図の上段に示し

たように、本遺構は65号掘立柱建物と重複し、柱穴の組み合わせにA案とB案が想定できた。A案では、65号掘立柱建物の平面がやや不自然である。一方で、それを解消したB案では、A案で本遺構のP 7とした柱穴が余ってしまう。本報告の遺構図では調査時の判断を重視してA案を採用したが、B案も併せて説明する。本遺構の規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約4.4～4.7m、東西約6.9～7.1mであり、平面は東西に長い。建物軸は、西へ約8°傾く。柱間は、南北2間、東西3間だが、東側柱列のP 5とP 7の間にP 6が、南側柱列のP 8とP 10の間にP 9が、同じくP 10とP 12の間にP 11がある。これらの全てではないにしても、いずれかは出入口に關わる施設の痕跡と考えられる。北側柱列のP 3と南側柱列のP 8の間にP 14があるが、東側柱列のP 5と西側柱列のP 13とは柱筋が揃わない。B案では、南北2間、東西3間となる。西側柱列の外側には、建物軸に平行した方向で、雨落溝とみられる溝がある。この溝と西側柱列との距離から想定できる軒の出は、約0.9～1.0mである。65号掘立柱建物・121号溝および346・347号土坑と直接的に重複し、いずれも平面観察によって、重複する全ての遺構より本遺構の方が古いと判断した。ほぼ同一の場所において、2間3間の本遺構から2間2間の65号掘立柱建物へと建て替えている。B案の場合は、2間2間の本遺構から2間3間の65号掘立柱建物へと建て替えたことになる。なお、東側の建物群においては、柱間が東西・南北ともに2間2間の構造の61・71・72号掘立柱建物から、東西の柱間が多い構造の59・64号掘立柱建物へと変遷している。この点を重視すれば、B案の方に妥当性があるかもしれない。

67号掘立柱建物 第58図に示した。北尾根のB・C 15・16グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約5.0～5.1m、南北約5.9～6.3mであり、平面は南北に長い。建物軸は、西へ約8°傾く。柱間は、東西2間、南北3間である。柱列内に、床東となりそうな柱穴は未確認である。68号掘立柱建物・128号溝と重複関係にある。このうちP 1とP 7が128号溝と直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が古いと判断した。68号掘立柱建物との新旧関係は、直接的な重複がなく不明だが、本遺構と同一建物群を構成するとみられる63・62号掘立柱建物において、63号掘立柱建物が廃絶に際して火災が発生し、その後に62号掘立建物が建てられたことを踏まえれば、火災のあった68号掘立柱建物の廃絶後に、やや位置をずらして、同じ2間3間の構造の本遺構が再建されたとも考えられる。

68号掘立柱建物 第59図に示した。北尾根のC 15・16グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約5.1～5.2m、南北約7.1～7.2mであり、平面は南北に長い。建物軸は、西へ約4°傾く。柱間は、東西2間、南北3間である。柱列内に、床東となりそうな柱穴は未確認である。柱痕の堆積土である ℓ 1は多量の木炭粒・焼土粒を含み、本遺構の廃絶に際して火災が発生した可能性がある。67号掘立柱建物・128号溝と重複関係にある。P 3・5が128号溝と直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が古いと判断した。直接的に重複しない67号掘立柱建物との新旧関係は不明だが、本遺構と同一建物群を構成するとみられる63・62号掘立柱建物において、63号掘立柱建物が廃絶に際して火災が発生し、その後に62号掘立建物が建てられたことを踏まえれば、火災のあった本遺構の廃絶後に、やや位置をずらして、同じ2間3間の構造の67号掘立柱建物が再建されたとも考えられる。

69号掘立柱建物 第60図に示した。北尾根のA・B15・16グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約3.5～3.7m、南北約4.1～4.3mであり、平面は南北に長い。建物軸は、西へ約4°傾く。柱間は、東西2間、南北3間である。柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。南側柱列の中間に位置するP7が、柱筋が揃わずに外側にずれる。対になる北側柱列のP2に同様な傾向は認められないものの、P2とP7に据えた柱で棟を支えた構造が考えられる。P2とP7は、柱列の中間に位置せず、やや西側にずれる。棟の西側の屋根よりも、東側の方がやや長く流れる構造のようである。70号掘立柱建物・364号土坑と直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が、いずれの遺構よりも新しいと判断した。南北に大きく位置をずらして、2間2間の70号掘立柱建物から2間3間の本遺構へと建て替えたと考えられる。

70号掘立柱建物 第61図に示した。北尾根のB15・16グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約3.2～3.3m、南北約4.6～4.7mであり、平面は南北に長い。建物の平面形が菱形状にゆがんでいるため建物軸の計測は難しいが、西へ約10～20°傾く。柱間は、東西・南北ともに2間である。柱列内に、床束となりそうな柱穴は未確認である。北側柱列のP2、南側柱列のP6、西側柱列のP8の位置が、柱筋と揃わない。P2とP8は内側へ、P6は外側へずれる。それが大きく、対になる関係にあるP2とP6に据えられた柱が、棟を支えていたと考えられる。69号掘立柱建物・352号土坑と直接的に重複し、平面観察によって、いずれの遺構よりも本遺構の方が古いと判断した。柱の抜き取り痕跡の可能性がある ℓ 2は、少量ながら炭化物と焼土ブロックを含む。本遺構は、廃絶に際して火災に遭っていたかもしれない。南北に大きく位置をずらして、2間2間の本遺構から、2間3間の69号掘立柱建物へと建て替えたと考えられる。

71号掘立柱建物 第62図に示した。北尾根のA18グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約4.1～4.4m、東西約4.6mであり、平面は東西にやや長い。建物軸は、西へ約11°傾く。柱間は、南北・東西ともに2間であり、総柱の構造である。中心に位置するP9は、他の柱穴に比べて平面の規模が小さく、深さも浅いため、床束を据えていたと考えられる。柱痕の堆積土である ℓ 1は、微量ながら炭化粒と焼土粒を含む。本遺構は、廃絶に際して火災が発生した可能性がある。64号掘立柱建物・121号溝および300・301・302・316号土坑と重複関係にある。これらのうち、121号溝および300・301・316号土坑とは直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方がいずれの遺構よりも古いと判断した。直接的に重複しない64号掘立柱建物・302号土坑のうち、302号土坑は、本遺構よりも新しい316号土坑よりも古いと判断したが、本遺構との関係は不明である。同じく64号掘立柱建物との新旧関係については、東側に隣接する59号掘立柱建物と本遺構は軒の出を考慮すれば併存が考え難いこと、59号掘立柱建物よりも61号掘立柱建物の方が古いこと、61号掘立柱建物と72号掘立柱建物および本遺構が同じ2間2間の柱間で関連が想定できることなどから、61号掘立柱建物→59号掘立柱建物という新旧関係を、64号掘立柱建物と72号掘立柱建物および本遺構の重複関係に援用し、本遺構・72号掘立柱建物（=61号掘立柱建物）→64号掘立柱建物（=59号掘立柱建物）と変遷したと考えられる。

72号掘立柱建物 第63図に示した。北尾根のA17グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約4.2~4.4m、東西約4.5~4.6mであり、平面は東西にやや長い。建物軸は、西へ約11°傾く。柱間は、南北・東西ともに2間であり、総柱の構造である。床束を据えたとみられるP9の位置は、建物の中心よりやや北にずれる。柱痕の堆積土である ℓ 1は、微量ながら焼土粒と炭化粒を含む。本遺構は、廃絶に際して火災が発生した可能性がある。64号掘立柱建物・308号土坑および121・128号溝と重複関係にある。これらのうち、308号土坑および121・128号溝とは直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が308号土坑より新しく、121・128号溝よりは古いと判断した。直接的に重複しない64号掘立柱建物との新旧関係は、本遺構と構造・建物軸が一致して関連が想定できる71号掘立柱建物と、その東側に隣接する59号掘立柱建物とは軒の出を考慮すれば併存が考え難いこと、59号掘立柱建物よりも61号掘立柱建物の方が古いこと、61号掘立柱建物と71号掘立柱建物および本遺構が同じ2間2間の柱間で関連が想定できることなどから、61号掘立柱建物→59号掘立柱建物という新旧関係を、64号掘立柱建物と71号掘立柱建物および本遺構の重複関係に援用し、本遺構・71号掘立柱建物(=61号掘立柱建物)→64号掘立柱建物(=59号掘立柱建物)と変遷したと考えられる。

73号掘立柱建物 第64図に示した。北尾根のD15・16グリッドに位置する。柱穴の遺存状態は悪く、東側柱列の一部と北側柱列のみ確認できた。東側柱列のP5は、底面付近のみの遺存である。南に下がる緩傾斜面に立地することを考慮すれば、北側柱列は確認した3間の柱間で完結し、東側柱列はさらに南へ延びる可能性が高い。本遺構と同一建物群を構成する他の掘立柱建物の構造を踏まえれば、南北方向の東側・西側柱列の柱間は、2間であったと考えられる。建物軸は、西へ約6°傾く。柱穴の中心から中心で計測した場合、東西の規模は約6.8m、南北の規模は残存値で約2.2mであり、東側柱列のP5を中心間に位置する柱穴と仮定すれば、南北約4.4mとなる。床束などを据えたとみられる柱穴は未確認である。平面が東西に長い2間3間の構造と復元するのが妥当であろう。

74号掘立柱建物 第65図に示した。北尾根のC・D17グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約4.7~4.9m、東西約5.1~5.3mであり、平面は東西にやや長い。建物軸は西へ約1°傾く程度であり、ほぼ正方位と評価できる。北側柱列と東側柱列において、各隅柱の間に位置する柱穴を確認した。このうち北側柱列のP2は、形状・規模とも他の柱穴と遜色がなく、柱痕も認められる。南側柱列に、このP2と対になる柱穴は確認できないが、この場所に礎石を据えた部分礎石立ちの構造であったかもしれない。遺構図で、該当する場所が不自然に窪むのは、柱穴の確認作業にともなうも掘削であり、浅い柱穴の存在を示すものではない。東側柱列のP5は、隅柱であるP4とP5の中間ではなく南側に偏って位置し、他の柱穴と比べて平面の規模が小さく、深さも浅い。このような特徴から、P5は上屋を支える柱を据えた柱穴とは考え難く、間隔の狭いP5とP6の間を出入口として利用した可能性がある。柱間は、部分礎石立とすれば南北1間、東西2間となり、そうでなければ南北・東西ともに1間の構造が考えられる。北東の隅柱と接続するP3は、平面の規模が小さく、深さが極めて浅いことから、遺構ではなく不作為の窪みなどと評価すべきかもしれない。柱痕の堆積土である ℓ 4は少量ながら木炭粒を含み、P5の堆積土には木炭粒と焼土粒を含む。本遺構を含む掘立柱建物群のう

ち、重複関係があつて古い時期と判断できた掘立柱建物に、廃絶に伴う火災の痕跡が認められることを踏まえれば、本遺構も、建物群のなかでは相対的に古い時期に機能した可能性がある。

75号掘立柱建物 第64図に示した。北尾根のF 16グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約2.0～2.3m、南北約2.9mであり、平面は南北に長い。建物軸は、西へ約31°傾く。柱間は、南北・東西ともに1間である。平面および断面の形状に段差が認められ、柱を据え替えた可能性があるものの、確かめられなかった。

76号掘立柱建物 第66・67図に示した。北尾根のF・G 15グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約5.0m、南北約7.0～7.4mであり、平面は南北に長い。建物軸は、西へ約6°傾く。柱間は、東西2間、南北3間である。平面および断面の形状に段差が認められ、断面観察によって、柱を据え替えていると判断した。柱列の内側に、床束などを据えたとみられる柱穴は未確認である。 ℓ 1～8が新しい段階の柱穴堆積土、 ℓ 9・10が古い段階の柱穴堆積土と考えられる。北側柱列のP 5のみ、平面や断面の形状および堆積土の様相が他の柱穴と顕著に異なる。後に掘方ごと壊されたか、攪乱を受けている可能性がある。ただし、底面の形状は旧状をとどめているように見受けられる。

77号掘立柱建物 第68図に示した。北尾根のH 17グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約2.7～2.8m、南北約3.2～3.4mであり、平面は南北に長い。建物軸は、西へ約19°傾く。柱間は、東西・南北ともに2間である。柱列の内側に、床束などを据えたとみられる柱穴は未確認である。北西隅柱はP 1とP 9が重複し、P 1からP 9へ柱を据え替えている。他の隅柱であるP 3・5・7においても、底面に段差があつたり、平面形が長かったりしており、明確には把握できなかったものの、柱を据え替えている可能性がある。北側および南側柱列の中間に位置するP 2とP 6は、他の柱穴と比べて規模が小さく、大きい重量を支えた柱が据えられていたとは考え難い。屋根などの上屋を支えていたのは、東側・西側柱列の柱であったと考えられる。

78号掘立柱建物 第69図に示した。北尾根のD 20・1グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約2.8～2.9m、南北約4.5mであり、平面は南北に長い。建物軸は、西へ約3°傾く。柱間は、東西1間、南北2間である。東側および西側柱列の柱間の間隔は、北側と南側で異なり、南側が広く、北側が狭い。東側柱列中間のP 6と西側柱列中間のP 3に、棟を支える柱が据えられていたとすれば、南側の屋根が長く流れる構造であったと考えられる。79・80号掘立柱建物および355号土坑・123号溝と重複関係にある。P 1と79号掘立柱建物のP 5が直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が新しいと判断した。80号掘立柱建物とは直接的に重複しないものの、本遺構より古い79号掘立柱建物よりも古くなる。355号土坑とP 5が、123号溝とP 4・6が直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が355号土坑・123号溝より古いと判断した。ただし、355号土坑は、本遺構より古い79・80号掘立柱建物に伴う廃棄土坑の可能性がある。その場合、各遺構の新旧関係に齟齬が生じるので、調査時における新旧関係の判断のうち、いずれかに誤認があったかもしれない。

79号掘立柱建物 第70・71図に示した。北尾根のD20グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約4.0～4.1m、東西約7.0～7.1mであり、平面は東西に長い。建物軸は、西へ約9°傾く。柱間は、南北2間、東西3間である。柱列の内側に、床束などを据えたとみられる柱穴は未確認である。東側柱列の中間に位置するP5は、柱筋が揃わず若干内側にずれる。建て替え関係にある80号掘立柱建物にも同様の特徴がある。78・80号掘立柱建物および76号竪穴建物・123号溝と直接的に重複する。平面観察によって、本遺構の方が、78号掘立柱建物・123号溝より古く、80号掘立柱建物・76号竪穴建物より新しいと判断した。同一の場所において、同じ規模・構造で、80号掘立柱建物から本遺構へと建て替えている。

80号掘立柱建物 第70・72図に示した。北尾根のD20グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約4.0m、東西約7.0～7.1mであり、平面は東西に長い。建物軸は、西へ約9°傾く。柱間は、南北2間、東西3間である。柱列の内側に、床束などを据えたとみられる柱穴は未確認である。東側柱列の中間に位置するP5は、柱筋が揃わず若干内側にずれる。建て替え関係にある79号掘立柱建物も同様の特徴がある。78・79号掘立柱建物および76号竪穴建物・123号溝と重複関係にある。79号掘立柱建物とは柱穴の多くが直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が79号掘立柱建物より古いと判断した。同一の場所において、同じ規模・構造で、本遺構から79号掘立柱建物へと建て替えている。本遺構柱穴の柱痕堆積土には、焼土および木炭を含むものが少なくなく、P1・2では焼土がブロック状となる。本遺構の廃絶に際して、火災が発生した可能性がある。直接的に重複する76号竪穴建物・123号溝との新旧関係は、平面観察によって、本遺構の方が123号溝より古く、76号竪穴建物より新しいと判断した。78号掘立柱建物とは直接的に重複しないが、本遺構より新しいと判断した79号掘立柱建物が78号掘立柱建物と直接的に重複し、78号掘立柱建物よりも79号掘立柱建物の方が古いと判断したので、78号掘立柱建物と本遺構の新旧関係も本遺構が古くなる。ただし、78号掘立柱建物と直接的に重複し、これより新しいと判断した355号土坑が、本遺構もしくは79号掘立柱建物に伴う廃棄土坑であった場合、上述の新旧関係の判断には矛盾が生ずるため、調査時における新旧関係の判断のうち、いずれかに誤認があったかもしれない。

81号掘立柱建物 第73図に示した。北尾根のB15グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約3.2～3.5m、南北約4.7～4.9mであり、平面は南北に長い。建物軸は、西へ約9°傾く。柱間は、東西2間、南北3間と評価できるが、北側柱列の中間にるべき柱穴が確認できない。調査時における柱穴の見逃しがないとすれば、この場所では礎石を据えた部分礎石立ちの可能性がある。北西隅柱の柱穴としたP1および北東隅柱の柱穴としたP2は、他の柱穴と比べてやや貧弱な形状であり、P1は位置がやや不自然である。P1とP2は、母屋の北側に付属する構造物の痕跡かもしれない。その場合、母屋の柱間は東西・南北ともに2間と評価でき、北側柱列はP9とP3となり、やはり中間に位置すべき柱穴を欠く。柱列の内側に、床束などを据えたとみられる柱穴は未確認である。353号土坑とP4・5・6が直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が新しいと判断した。

82号掘立柱建物 第74図に示した。北尾根のC15グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約3.2m、南北約3.1~3.3mであり、平面はほぼ正方形である。建物軸は、西へ約5°傾く。柱間は、東西・南北ともに1間と評価できるが、東側柱列では中間にP3があり、柱間の間隔が狭い2間の柱間となる。

83号掘立柱建物 第75図に示した。北尾根のD・E15グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約4.0m、南北約5.4mであり、平面は南北に長い。建物軸は、西へ約4°傾く。柱間は、東西2間、南北3間である。柱列の内側に、床束などを据えたとみられる柱穴は未確認である。P10が85号掘立柱建物のP1と直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が新しいと判断した。位置を少し北にずらし、同じ2間3間の構造ながら、平面の規模を小さくして85号掘立柱建物から本遺構へと建て替えたと考えられる。

84号掘立柱建物 第76図に示した。北尾根のC・D15グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約3.7~4.4m、南北約5.5~5.7mであり、平面は南北に長い。東側柱列と西側柱列が平行せず、南辺が長い台形状の平面となる。そのため建物軸は計測が難しいが、ほぼ正方位もしくは若干東へ傾くとみられる。南下がりの傾斜面に位置していることもあり、南西側の遺存状態が悪いが、83号掘立柱建物が南側に隣接しており、東側・西側柱列が、さらに南へと延びることはないだろう。西側柱列のP7・8は底面の痕跡のみの確認である。欠落する柱穴はあるものの、柱間は、東西2間・南北3間と考えられる。柱列の内側に、床束などを据えたとみられる柱穴は未確認である。北側柱列の中間に位置するP2は、柱筋が揃わずに内側へずれ、他の柱穴と比べて平面の規模が小さく、深さが浅い。361・362号土坑および128号溝と直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が361・362号土坑よりは新しく、128号溝よりは古いと判断した。

85号掘立柱建物 第77図に示した。北尾根のD・E15グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約5.1~5.2m、南北約7.3~7.5mであり、平面は南北に長い。建物軸は、西へ約3°傾く。柱間は、東西2間、南北3間である。柱列の内側に、床束などを据えたとみられる柱穴は未確認である。柱痕堆積土の ℓ 1は、微量ながら木炭粒を含む。本遺構のP1が83号掘立柱建物のP10と直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が古いと判断した。位置を少し北にずらし、同じ2間3間の構造ながら平面の規模を小さくして、本遺構から83号掘立柱建物へと建て替えたと考えられる。

86号掘立柱建物 第74図に示した。北尾根のG16グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約2.8~2.9m、東西約4.4~4.7mであり、平面は東西に長い。建物軸は、西へ約6°傾く。柱間は、南北1間、東西2間である。北東の隅柱を据えた柱穴は、P3・4・5が重複しており、他の柱穴の多くも、複数の柱穴が重複したような形状である。柱を据え替えたと考えられる。西側には3~5号柱列とした遺構が隣接し、そのうちの3号柱列が本遺構の北側柱列と、5号柱列が同じく南側

柱列と柱筋を揃える傾向にある。そのため、北側および南側柱列が、それぞれの柱列の延長部である可能性もあるが、両遺構には平面の形状に違いが認められ、3号柱列と5号柱列の間にある4号柱列の延長部が確認できないため、本遺構と3・4号柱列は別遺構と判断した。東側に近接する6号柱列との間に空閑地があり、この開口部は北側にある掘立柱建物群の出入口として機能したと考えられる。本遺構は、この出入口に関わる役割を担っていた可能性があるが、進行方向に面する柱間が偶数になる構造と、通路とみられる開口部の存在から、門とは考え難い。

87号掘立柱建物 第78図に示した。北尾根のC・D13グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約3.1～3.3m、南北約3.7～4.3mあり、平面は南北に長い。建物軸は、東へ約4°傾く。柱間は、東西・南北ともに2間である。ほぼ中央にP9とした柱穴があり、総柱の構造である。P4・9・8の柱列の柱穴は、東側および西側柱列の柱穴と比べて深さが浅い傾向にある。中央のP9以外の柱穴では、いずれも複数の柱穴が重複したような形状である。調査時に遺構番号を分けることはしていないが、2～3時期の変遷があると考えられる。同一箇所での柱穴の新旧関係は、堆積土の断面観察によって、多くの場合、掘方の深い南側の柱穴が古く、掘方の浅い北側の柱穴が新しいと判断した。

88号掘立柱建物 第79・80図に示した。北尾根のD・E13グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約3.9～4.0m、南北約4.5mであり、平面は南北に長い。建物軸は、東へ約7°傾く。柱間は、東西・南北ともに2間である。ほぼ中央にP9とした柱穴があり、総柱の構造である。すべての柱穴において、複数の柱穴が重複したような状況が認められる。調査時に遺構番号を分けることはしていないが、2～3時期の変遷があると考えられる。同一箇所での柱穴の新旧関係は、平面観察および堆積土の断面観察によって、多くの場合、掘方の深い南側の柱穴が古く、掘方の浅い北側の柱穴が新しいと判断した。

89号掘立柱建物 第81・82図に示した。北尾根のB17・18グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約4.8～5.1m、東西約10.2～10.3mであり、平面は東西に長い。建物軸は、ほぼ正方位である。柱間は、南北2間、東西4間であるが、東側柱列のP11・12・13の平面規模が他の柱穴と比べて小さいため、東側の1間分は庇と考えられる。その場合、母屋は南北2間、東西3間となる。母屋を構成する柱列の内側に、P14とした小規模な柱穴がある。P14は、母屋内の北東側に偏した位置にあり、このP14およびP3・4・5の辺りが部分的に床張だった可能性がある。90号掘立柱建物・123号溝および336・337・372・373号土坑および単独のピットとした複数の小穴と重複関係にある。これらのうち、直接的に重複するのは90号掘立柱建物・336号土坑・123号溝であり、平面観察によって、本遺構の方が90号掘立柱建物より新しく、336号土坑・123号溝よりは古いと判断した。同一の場所において、2間3間の90号掘立柱建物から東庇の付く2間3間の本遺構へと建て替えている。その際、母屋部分の平面規模が若干大きくなる。庇に関わるとみなしたP11・12・13の柱間の間隔は、本遺構の南北方向の柱間の間隔と比べてやや短い。このことからすれば、P11・12・13は、本遺構ではなく90号掘立柱建物に伴うとも考えられるが、本報告では調査時の判断に従って図示した。P14に

についても90号掘立柱建物に伴う可能性があるが、同じく調査時の判断に従った。P 1・2・3・4・9では、柱痕堆積土に焼土や木炭が混入する。これらの5基のうち、4基が北側柱列を構成する。

90号掘立柱建物 第83図に示した。北尾根のB17グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約4.2~4.4m、東西約7.2~7.3mであり、東西に長い。建物軸は、ほぼ正方位である。柱間は、南北2間、東西3間である。ただし、重複する89号掘立柱建物の東面に付く庇に関わるとみられる同遺構のP11・12・13が、本遺構に伴うことも考えられる。同じく、柱列内にある同遺構のP14についても、本遺構に伴う可能性がある。本報告では、いずれも調査時の判断に従って図示した。89号掘立柱建物・123号溝および336・337・372・373号土坑および単独のピットとした複数の小穴と重複関係にある。これらのうち、直接的に重複するのは89号掘立柱建物・372号土坑・123号溝であり、平面観察によって、本遺構の方が89号掘立柱建物・123号溝より古いと判断したが、372号土坑との重複はごく僅かにかする程度であり、判断できなかった。同一の場所において、母屋部分の平面規模を若干大きくして、本遺構から89号掘立柱建物へと建て替えている。

91号掘立柱建物 第84図に示した。北尾根のC14グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約3.7~4.0m、東西約4.1~4.2mであり、平面は東西にやや長い。建物軸は、西へ約3°傾く。柱間は、南北・東西ともに2間で、総柱の構造である。98号掘立柱建物・206号土坑と直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方がいざれの遺構よりも新しいと判断した。ほぼ同じ場所において、1間2間の98号掘立柱建物から2間2間総柱の本遺構へと建て替えたと考えられる。

92号掘立柱建物 第85図に示した。北尾根のC・D12グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約3.8m、東西約5.0mであり、平面は東西に長い。建物軸は、西へ約10°傾く。柱間は、南北2間、東西3間である。柱列の内側に、床束などを据えたとみられる柱穴は未確認である。微量ながら、柱痕堆積土に焼土粒・炭化粒を含む。

93号掘立柱建物 第86図に示した。北尾根のE・F13グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約3.4m、南北約3.8~4.2mであり、平面は南北に長い。建物軸は、東へ約8°傾く。柱間は、東西・南北ともに2間で、総柱の構造である。96号掘立柱建物と直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が新しいと判断した。東側柱列の中間に位置するP6は、2基の柱穴が重複する形状であり、柱を据え替えた可能性がある。ただし、他の柱穴では柱の据え替えをうかがわせる様相は認められない。やや位置をずらすようにして、1間2間の96号掘立柱建物から2間2間総柱の本遺構へと建て替えたと考えられる。

94号掘立柱建物 第87図に示した。北尾根のF・G13グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約3.0~3.2m、南北約3.1mであり、平面はほぼ正方形である。建物軸は、東へ約9°傾く。柱間は、東西・南北ともに2間で、総柱の構造である。本遺構のP4と95号掘立柱建物

のP 5が直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が古いと判断した。やや位置をずらすようにして、2間2間総柱の本遺構から2間2間の95号掘立柱建物へと建て替えたと考えられる。

95号掘立柱建物 第88図に示した。北尾根のF・G 13グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約3.2m、南北約3.7～3.8mであり、平面は南北にやや長い。建物軸は、東へ約7°傾く。柱間は、東西・南北ともに2間である。柱列の内側に、床束などを据えたとみられる柱穴は未確認である。各柱列の中間に位置するP 2・4・6・8は深さが浅く、隅柱を据えた深さのあるP 1・3・5・7とは対照的である。多くの柱穴において、複数の柱穴が重複した状況が認められ、柱の据え替えなどといった改修がなされた可能性がある。この改修とは別に、やや位置をずらすようにして、2間2間総柱の94号掘立柱建物から2間2間の本遺構へと建て替えたと考えられる。

96号掘立柱建物 第89図に示した。北尾根のE・F 13グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約2.7～3.1m、南北約3.1mであり、平面は正方形に近いものの若干南北に長い。建物軸は、東へ約14°傾く。柱間は、東西1間、南北2間である。93号掘立柱建物と直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が古いと判断した。やや位置をずらすようにして、1間2間の本遺構から2間2間総柱の93号掘立柱建物へと建て替えたと考えられる。

97号掘立柱建物 第90図に示した。北尾根のH 9グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約3.8～3.9m、南北約4.7mであり、平面は南北に長い。ただし、北側柱列のP 9・10・11は、平面の規模が小さく、深さも浅い。これらの柱穴は、庇に関わるとみられる。その場合、母屋部分の北側柱列はP 1・2・3となる。母屋部分の規模は、南北約3.7～3.8mとなり、母屋の平面はほぼ正方形である。建物軸は、西へ約15°傾く。母屋の柱間は、東西・南北ともに2間である。母屋を構成する柱列の内側に、床束などを据えたとみられる柱穴は未確認である。庇の部分の柱間の間隔は、母屋部分の柱間の間隔より短い。母屋の北側および南側柱列の中間に位置するP 2・6は、他の柱穴と比べて深さが浅い。その一方で、東側および西側柱列の中間に位置するP 4・8では、そのような様相は認められない。このような特徴から、P 4とP 8は、棟を支えた柱を据えた可能性がある。

98号掘立柱建物 第91図に示した。北尾根のC 14グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約3.2～3.4m、東西約3.9から4.4mであり、平面は東西に長い。建物軸は、西へ約7°傾く。柱間は、南北1間、東西2間である。明確な柱痕は認められず、少量ながらも堆積土中に木炭粒・焼土粒を含む。廃絶に際して、火災が発生した可能性がある。P 5が91号掘立柱建物のP 5および206号土坑と直接的に重複し、平面観察によって、いずれの遺構よりも本遺構の方が新しいと判断した。ほぼ同じ場所において、1間2間の本遺構から2間2間総柱の91号掘立柱建物へと建て替えたと考えられる。

99号掘立柱建物 第92図に示した。北尾根のF 14・15グリッドに位置する。南へ傾く斜面に位置する

こともあり、南側の遺存状態が悪く、柱穴が欠落する。現状での規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約4.4m、東西約6.2mである。各柱列の柱穴の間隔が不揃いであるため、柱間の想定は難しいが、現状より南側へ建物の範囲が広がらないとすると、南北は西側柱列で2間、東側柱列で3間、東西は3間になりそうである。柱列の内側に、床束などを据えたとみられる柱穴は未確認である。北側柱列のP3とP4の間隔が狭く、この場所が、出入口として利用されていた可能性がある。383・384・385号土坑と重複関係にあるが、直接的な重複がないため、新旧関係は不明である。

100号掘立柱建物 第93図に示した。北尾根のG9グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約2.2m、東西約3.6～3.7mであり、平面は東西に長い。建物軸は、西へ約15°傾く。柱間は、南北が東側柱列で2間、同じく西側柱列で1間、東西が2間であり、東側柱列の中間に位置するP4と対になる柱穴が、西側柱列で欠落する。重複する87号竪穴建物により失われたか、その部分にのみ礎石を据えた部分礎石立ちの構造と考えられる。いずれの場合にしても、南北・東西ともに2間の構造と判断できる。柱列の内側に、床束などを据えたとみられる柱穴は未確認である。ただし、柱穴の並びがやや不揃いであり、北側柱列のP2が東側へ、東側柱列のP4が南側へ偏る。87号竪穴建物と直接的に重複する。87号竪穴建物の調査後に本遺構を認識しており、調査時の見逃しがなければ、本遺構の方が古いことになる。

101号掘立柱建物 第94図に示した。北尾根のF・G8グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、南北約3.6～3.7m、東西約4.7～4.8mであり、平面は東西に長い。建物軸はほぼ正方位である。柱間は、南北2間、東西3間である。柱列の内側に、床束などを据えたとみられる柱穴は未確認である。東側柱列中間のP5は、柱筋が揃わずに内側へややずれる。一方で、P5と対になる西側柱列中間のP10は、同じく柱筋が揃わないが外側へややずれる。このP5とP10に据えられた柱が棟を支えたと考えられる。南側柱列のP7とP8は、隅柱を据えたP6とP9を結んだ線よりやや外側にずれる。対応する北側柱列では、同様の様相は認められない。南側柱列の中間の柱間部分が、建物の外側へ若干張り出していた可能性があり、ここに出入口が設けられていた可能性がある。P4・5・6が138号溝と直接的に重複し、平面観察によって、本遺構の方が古いと判断した。

102号掘立柱建物 第95図に示した。北尾根のH7グリッドに位置する。規模は、柱穴の中心から中心で計測すると、東西約4.0m、南北約5.0～5.1mであり、平面は南北に長い。建物軸は、西へ約16°傾く。柱間は、東西2間、南北3間と評価できる。柱列の内側に、床束などを据えたとみられる柱穴は未確認である。南側柱列中間の柱穴が欠落する。調査時の見逃しがないとすれば、そもそも存在しなかったか、この部分にのみ礎石を据えた部分礎石立ちと考えられる。この部分と対になる北側柱列中間のP9は、柱筋が揃わずに外側へずれる。南側柱列中間の柱が礎石立ちとすれば、P9に据えられた柱と併せて棟を支えたと考えられる。

1号柱列 第96図に示した。8号掘立柱建物の西側に隣接し、関連する遺構と判断したので、同遺構とあわせて第5図にも示した。南尾根のE 9グリッドに位置する。南北方向に柱穴が3基並ぶ。柱列の長さは、柱穴の中心から中心を基準に計測すると、約2.6mである。主軸の方位は東へ約10°傾く。柱間は2間である。本遺構は、8号掘立柱建物に伴う塀や柵の可能性がある。調査時点では、本遺構の柱穴の深さはいずれもごく浅かった。

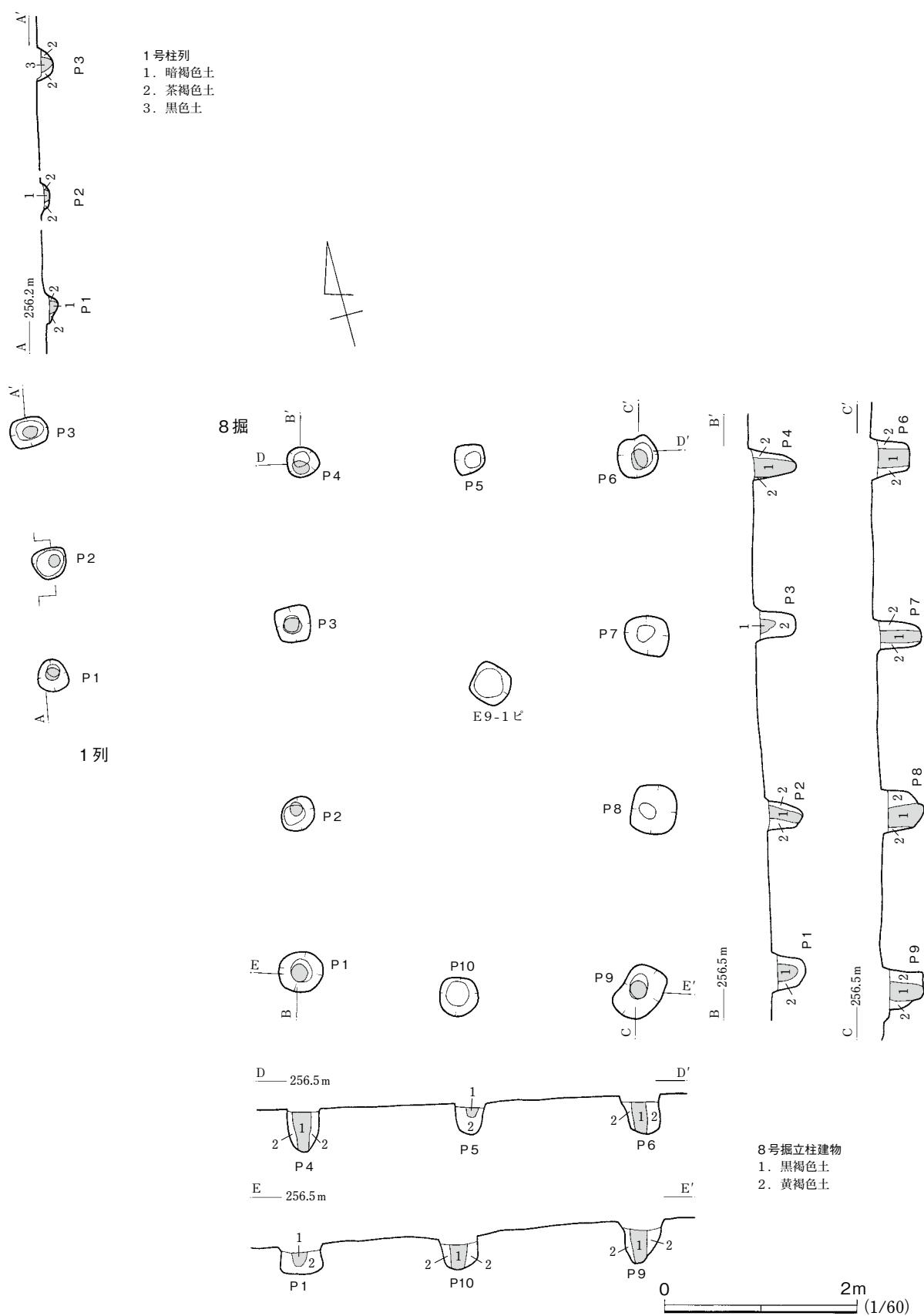
2号柱列 第96図に示した。北尾根のC 6・7グリッドに位置する。東西方向に並ぶP 1・2・3が中心的な柱列とみられ、その長さは、柱穴の中心から中心を基準に計測すると、約4.4mである。主軸の方位は、正方位から約20°傾く。柱間は2間である。東側に位置する44号掘立柱建物および北側に位置する49号掘立柱建物とは、主軸の方位がおおむね一致する。本遺構は、これらの掘立柱建物を含む遺構群を構成する要素の1つと考えられる。東端の柱穴はP 3とP 4が重複した状況であり、柱を据え替えた可能性がある。中心的な柱列の東西両末端の柱穴から、南側へほぼ直交する位置にP 5とP 6があり、中間のP 2の北側には、同じくほぼ直交する位置にP 7がある。P 5・6・7は、中心となる柱列を南北から支えるような構造であったと想定できる。本遺構は、旗や幟などを掲げた施設の可能性がある。

3～5号柱列 第97・98図に示した。北尾根のG・H 15グリッドに位置する。東西方向の柱列が3本平行し、北側が3号柱列、中間が4号柱列、南側が5号柱列である。主軸の方位は、正方位から約7°傾く。柱間は、3号柱列が4間、4号柱列が5間、5号柱列が5間である。各柱列の長さは、柱穴の中心から中心を基準に計測すると、3号柱列が約7.3m、4号柱列が8.7m、5号柱列が約8.9mである。東側に86号掘立柱建物が建物軸をほぼそろえて存在し、その北側柱列と3号柱列、同じく南側柱列と5号柱列の柱筋がおおむね揃う。そのため86号掘立柱建物とした柱列が、3・5号柱列と一連の柱列の可能性もあり得るが、中間の4号柱列と対応する柱列が未確認であること、3・4・5号柱列東端の柱間がいずれも極端に狭く、この部分が柱列の末端である可能性があることから、別遺構と判断した。柱間の間隔は不揃いであるものの、3号柱列が、西端部の1間を欠く以外は、各柱列はおおむね同程度の柱間の間隔となり、これらの柱列が、相互に関連している様子がうかがえる。3本の柱列が併存したとすれば、総柱構造の掘立柱建物と評価できなくもないが、本報告では調査時の判断に従った。3～5号柱列の東に隣接する86号掘立柱建物の東側には、約6mの間隔をあけて、東西方向の6号柱列がある。この空閑地が開口部となり、北側に位置する掘立柱建物群の出入口として機能したと思われる。

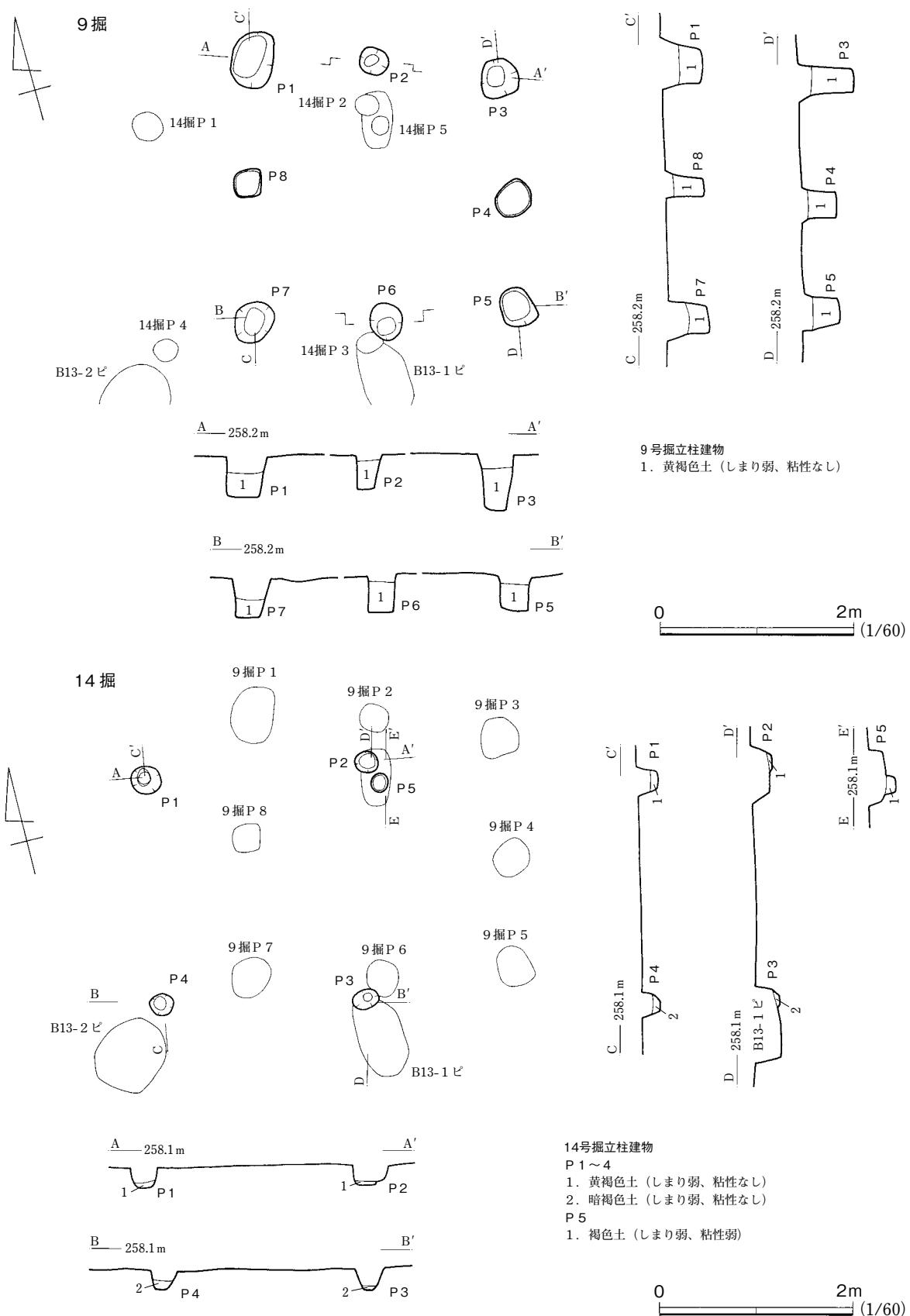
6号柱列 第97・99図に示した。北尾根のG 17・18グリッドに位置する。6基の柱穴が東西方向に並び、その長さは、柱穴の中心から中心を基準に計測すると、約12.9mである。主軸の方位は、正方位から約14°傾く。柱間は5間である。P 1とP 2の柱間の間隔がやや長く、それ以外の柱間はおおむね等間隔である。柵や塀のような構築物と考えられる。本遺構の西側には、約6mの間隔をあけて、東西方向の86号掘立柱建物および3～5号柱列がある。この空閑地が開口部となり、北側に位置する掘立柱建物群の出入口として機能したと思われる。

7号柱列 第97・99図に示した。北尾根のF・G17グリッドに位置する。6基の柱穴が東西方向に並び、その長さは、柱穴の中心から中心を基準に計測すると、約8.2mである。主軸の方位は、正方位から約10°傾く。柱間は5間である。柱間の間隔は均一ではなく不揃いで、中間にあたるP3とP4の間隔が最も短い。柱穴の平面規模が小さく、堆積土が暗褐色土の均一層であることから、木材を打ち込むようにして立てた簡素な柵のような構築物と想定できる。本遺構の西側には、約3.6mの間隔をあけて、東西方向の8号柱列がある。同遺構の柱穴も本遺構と同様な形状であり、対になると考えられる。両遺構のあいだの空閑地が開口部となり、北側に位置する掘立柱建物群の出入口として機能したと思われる。

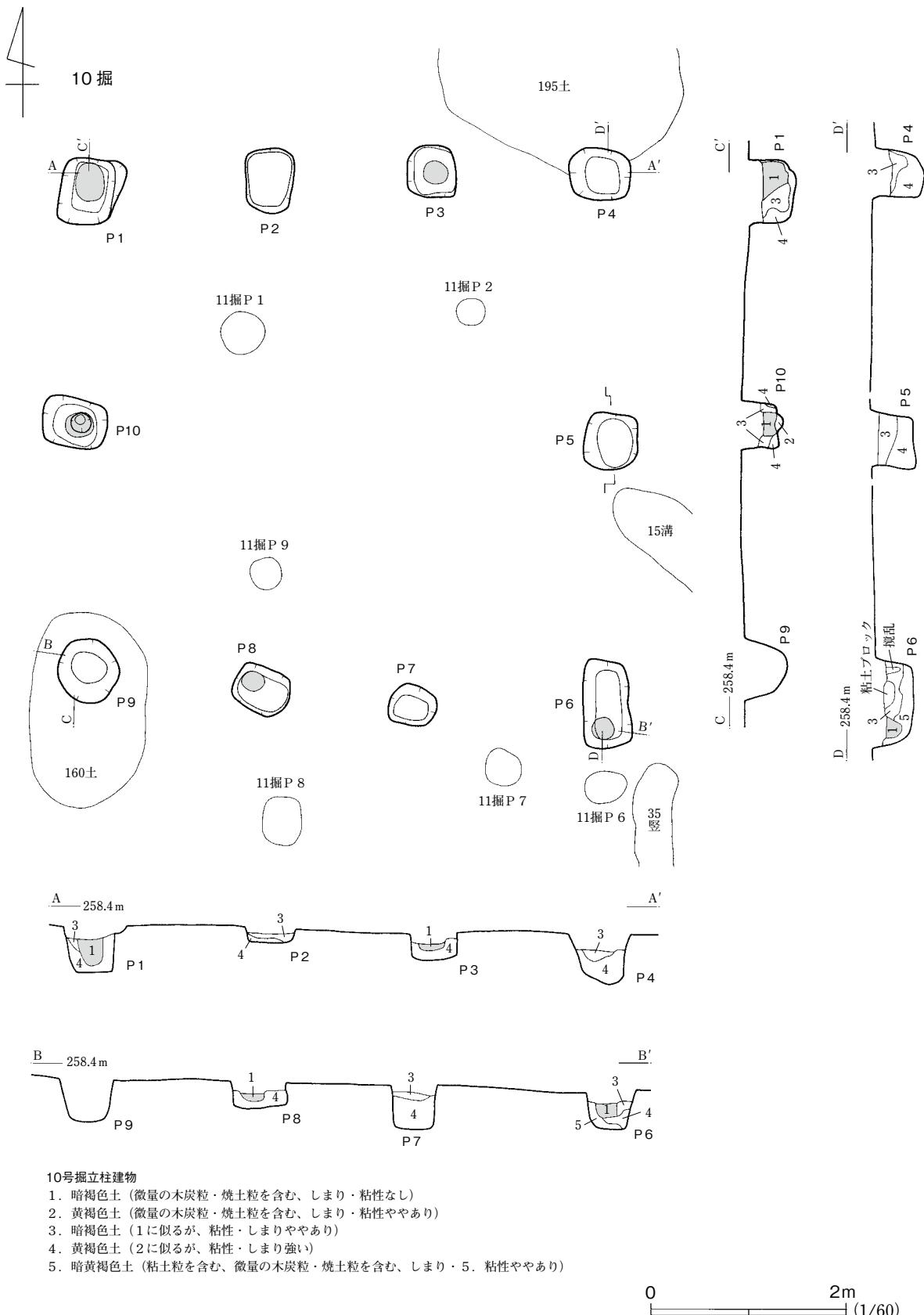
8号柱列 第97・99図に示した。北尾根のG15・16グリッドに位置する。6基の柱穴が東西方向に並び、その長さは、柱穴の中心から中心を基準に計測すると、約8.3mである。主軸の方位は、正方位から約8°傾く。柱間は5間である。柱間の間隔は、西側から中ほどにかけてのP6とP5、P5とP4、P4とP3はほぼ等しいが、その東側では間隔が狭くなり、東端のP2とP1の間隔が最も狭い。柱穴の平面規模が小さく、堆積土が暗褐色土の均一層であることから、木材を打ち込むようにして立てた簡素な柵のような構築物であったと想定できる。本遺構の東側には、約3.6mの間隔をあけて、東西方向の7号柱列がある。同遺構の柱穴も本遺構と同様な形状であり、対になると考えられる。両遺構のあいだの空閑地が開口部となり、北側に位置する掘立柱建物群の出入口として機能したと思われる。なお、関連する施設として機能したと考えられる86号掘立柱建物および3～5号柱列と6号柱列からなる遺構群、同じく7号柱列と8号柱列が、同時に併存したとは考え難い。これらが北側に位置する掘立柱建物群の遮蔽もしくは区画施設であったとすれば、その掘立柱建物群の占有面積が広くなるように、後者(7・8号柱列)から前者(86号掘立柱建物・3～5号柱列)へと変遷し、施設そのものが簡素な柵から建築物へと高規格化した可能性がある。



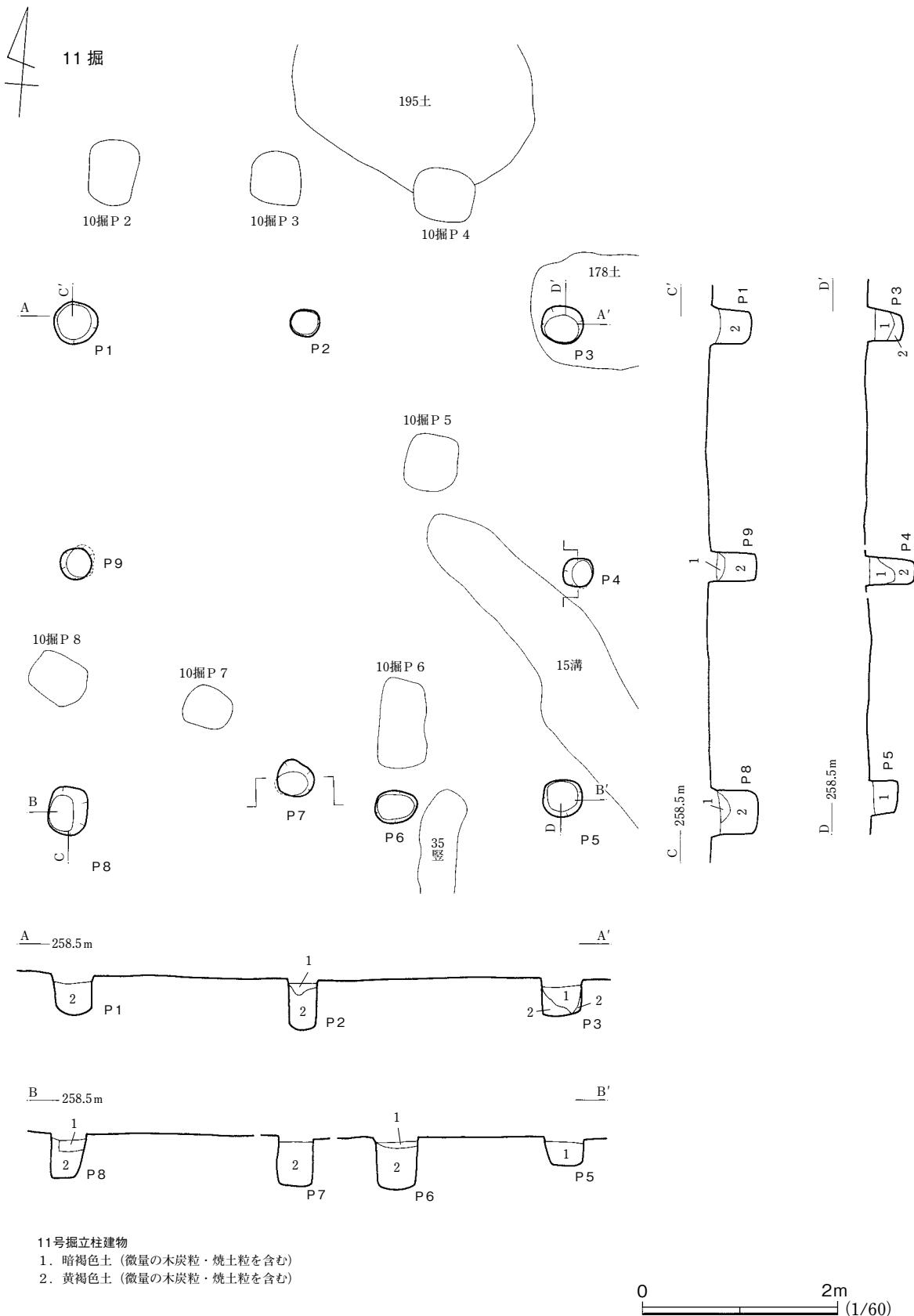
第5図 8号掘立柱建物・1号柱列



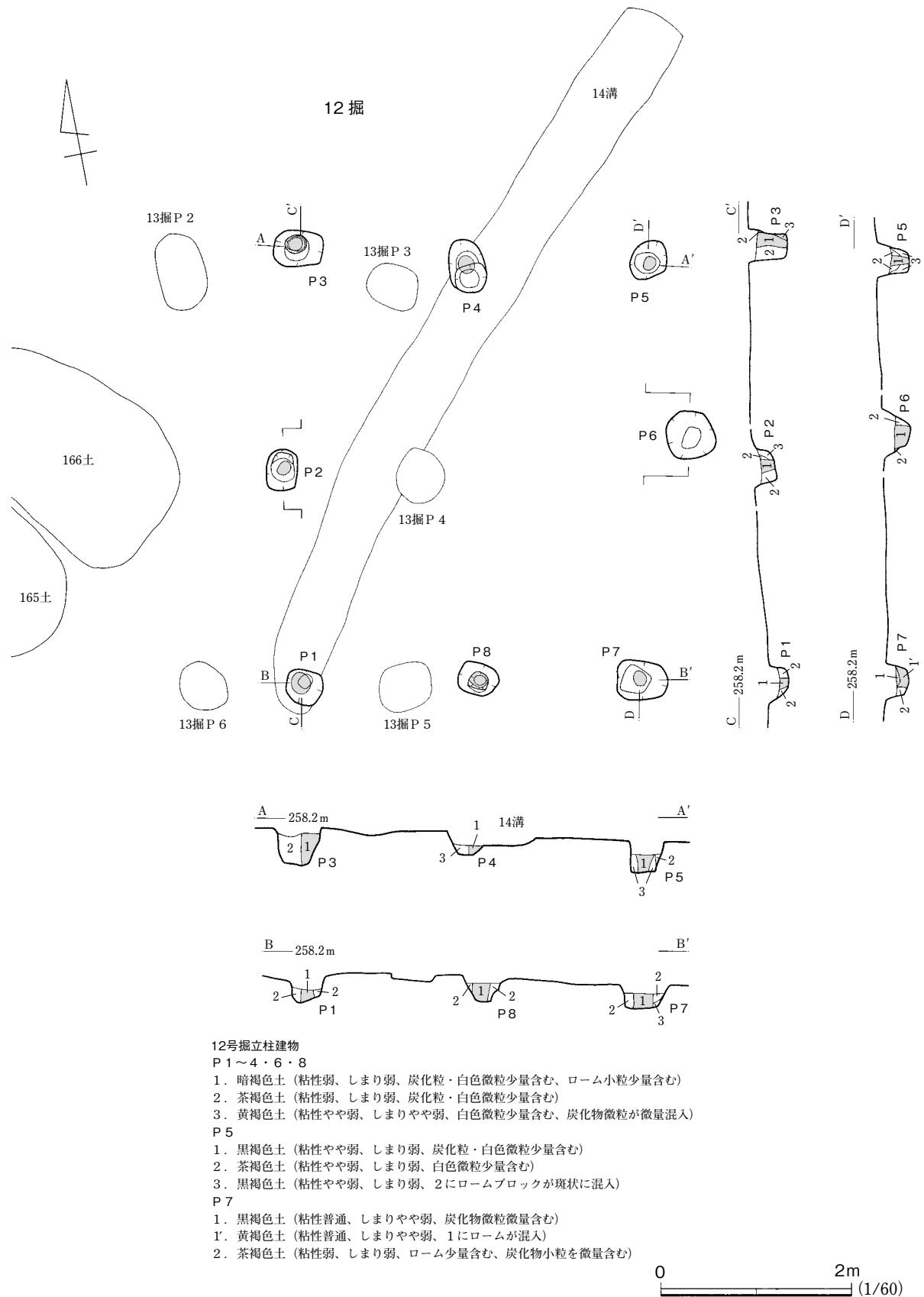
第6図 9・14号掘立柱建物



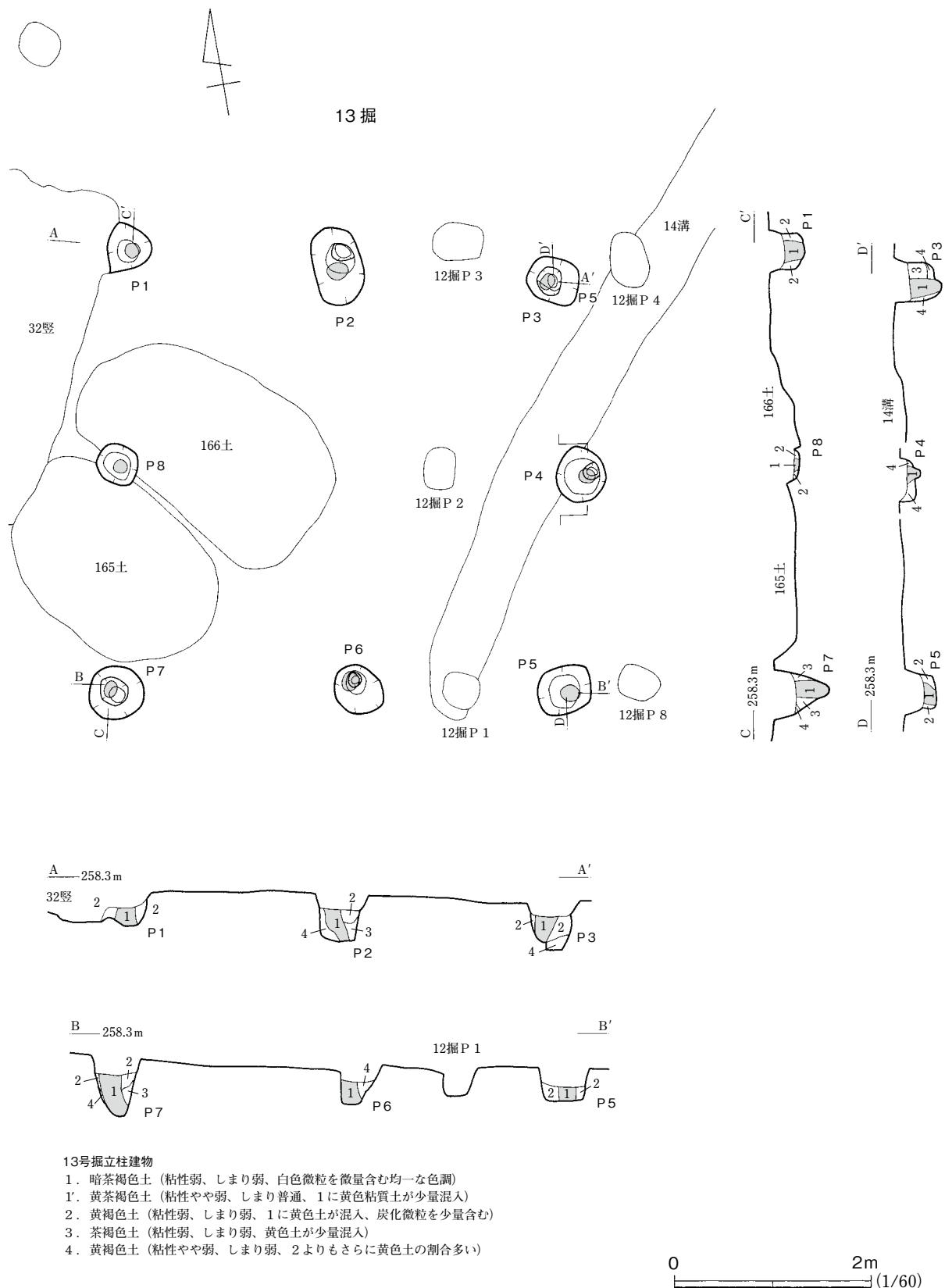
第7図 10号掘立柱建物



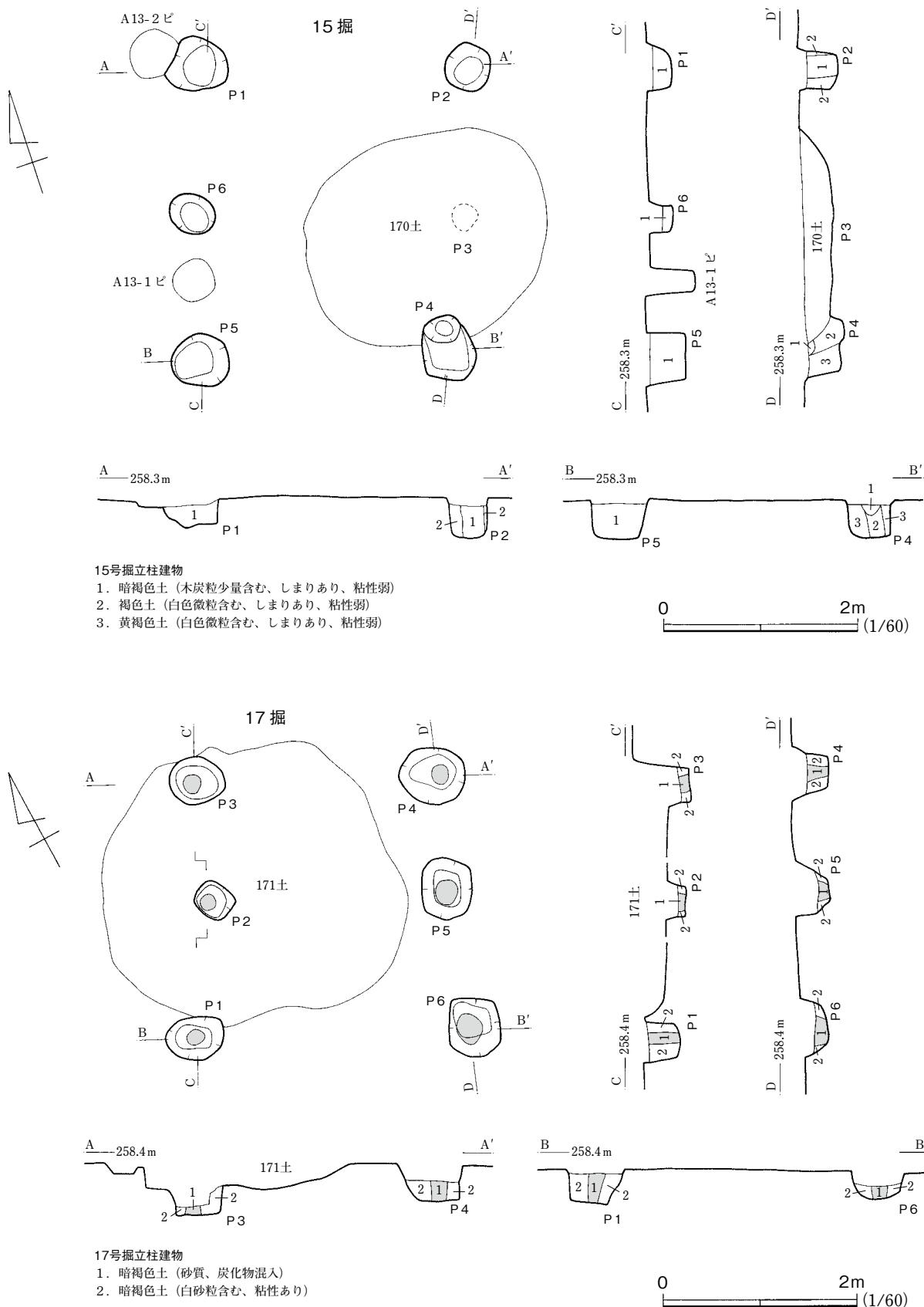
第8図 11号掘立柱建物



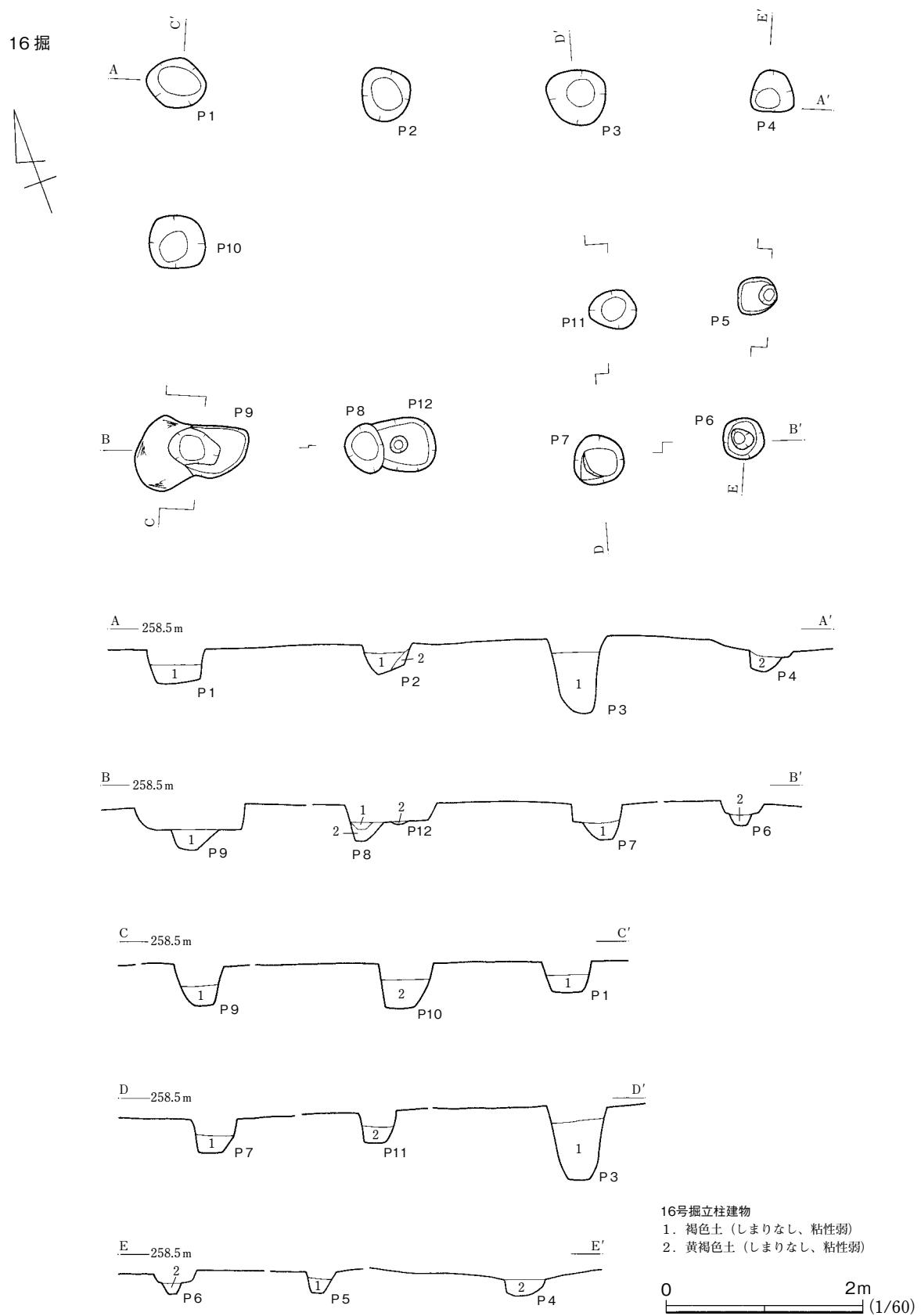
第9図 12号掘立柱建物



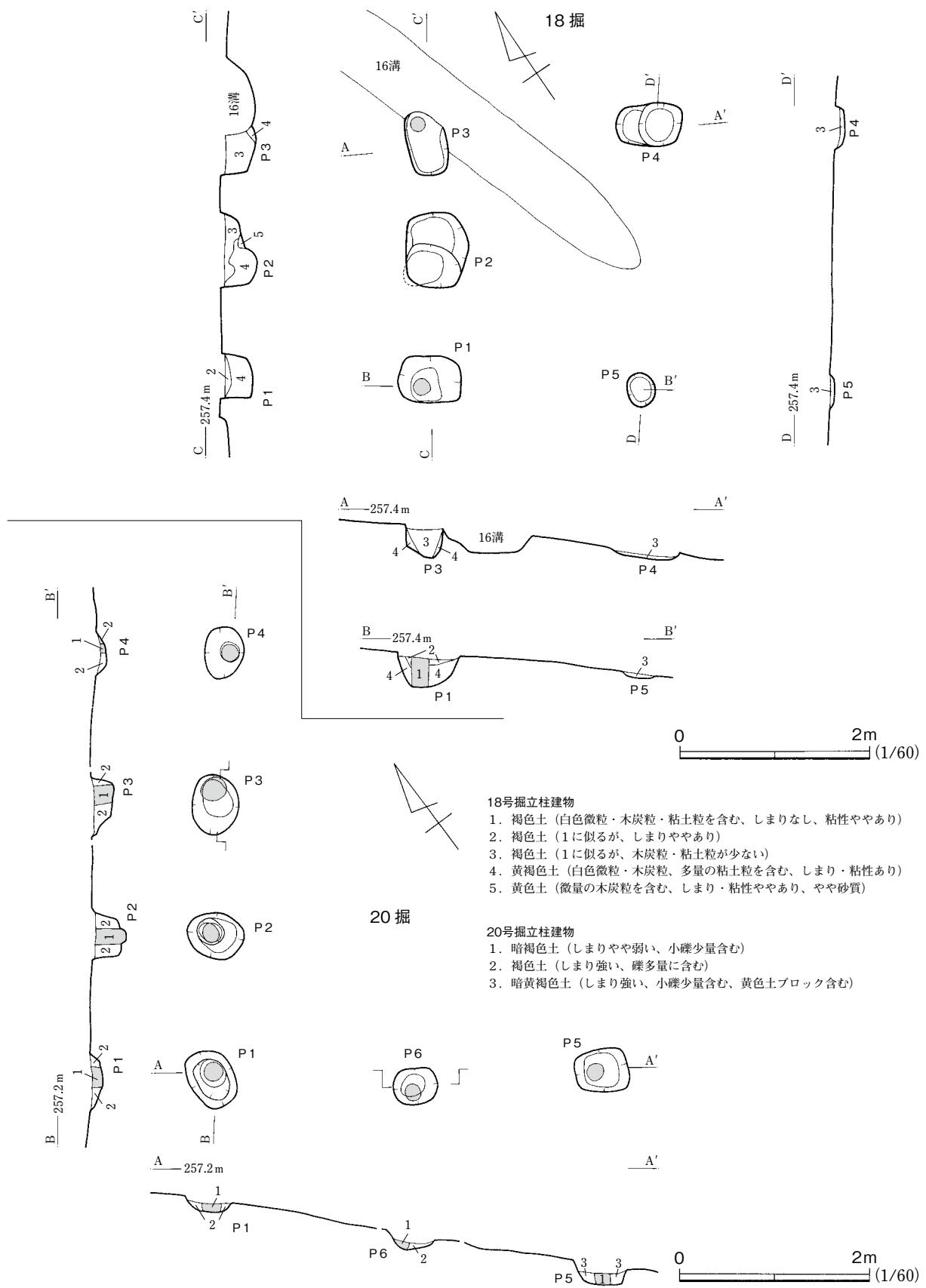
第10図 13号掘立柱建物



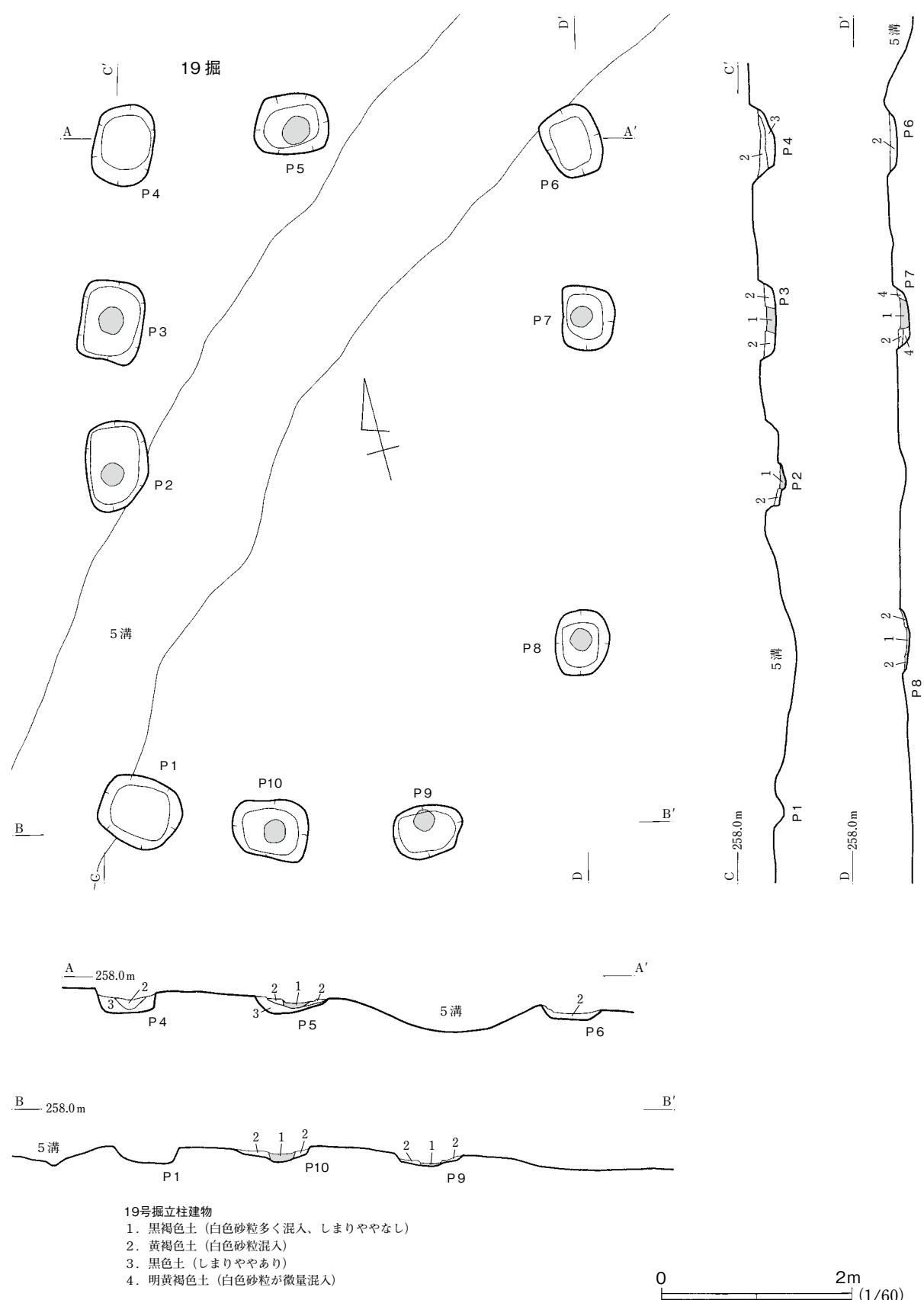
第11図 15・17号掘立柱建物



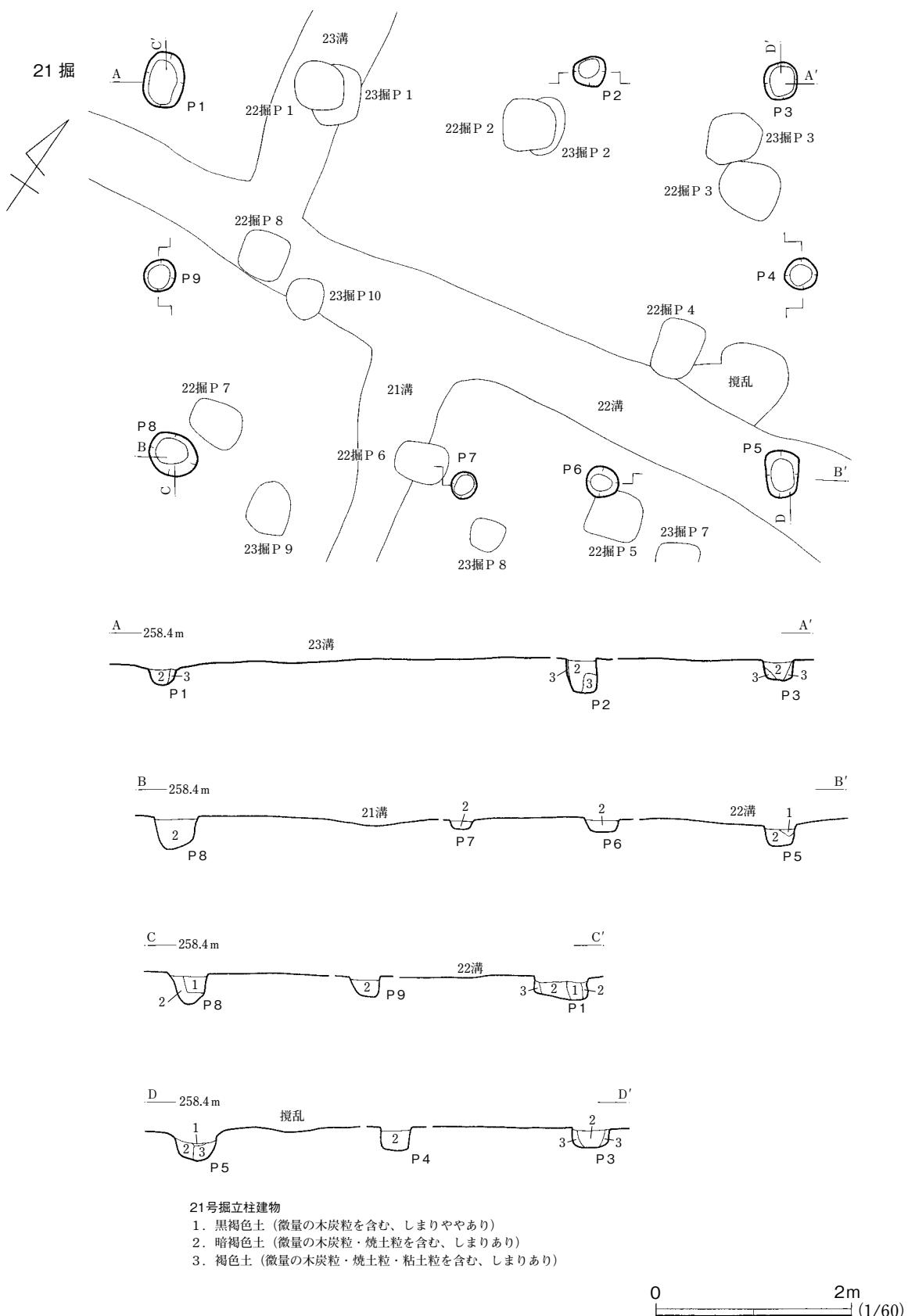
第12図 16号掘立柱建物



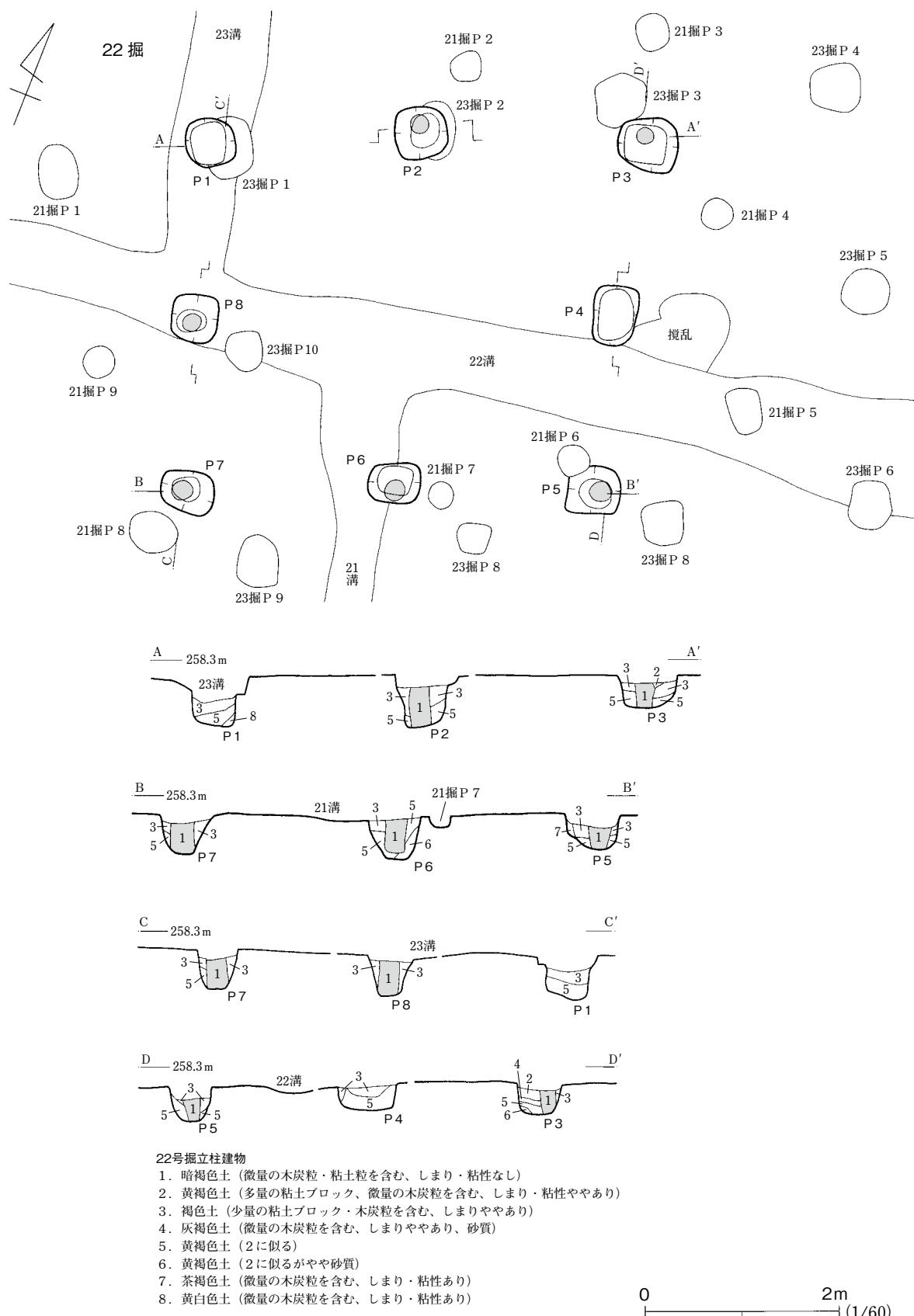
第13図 18・20号掘立柱建物



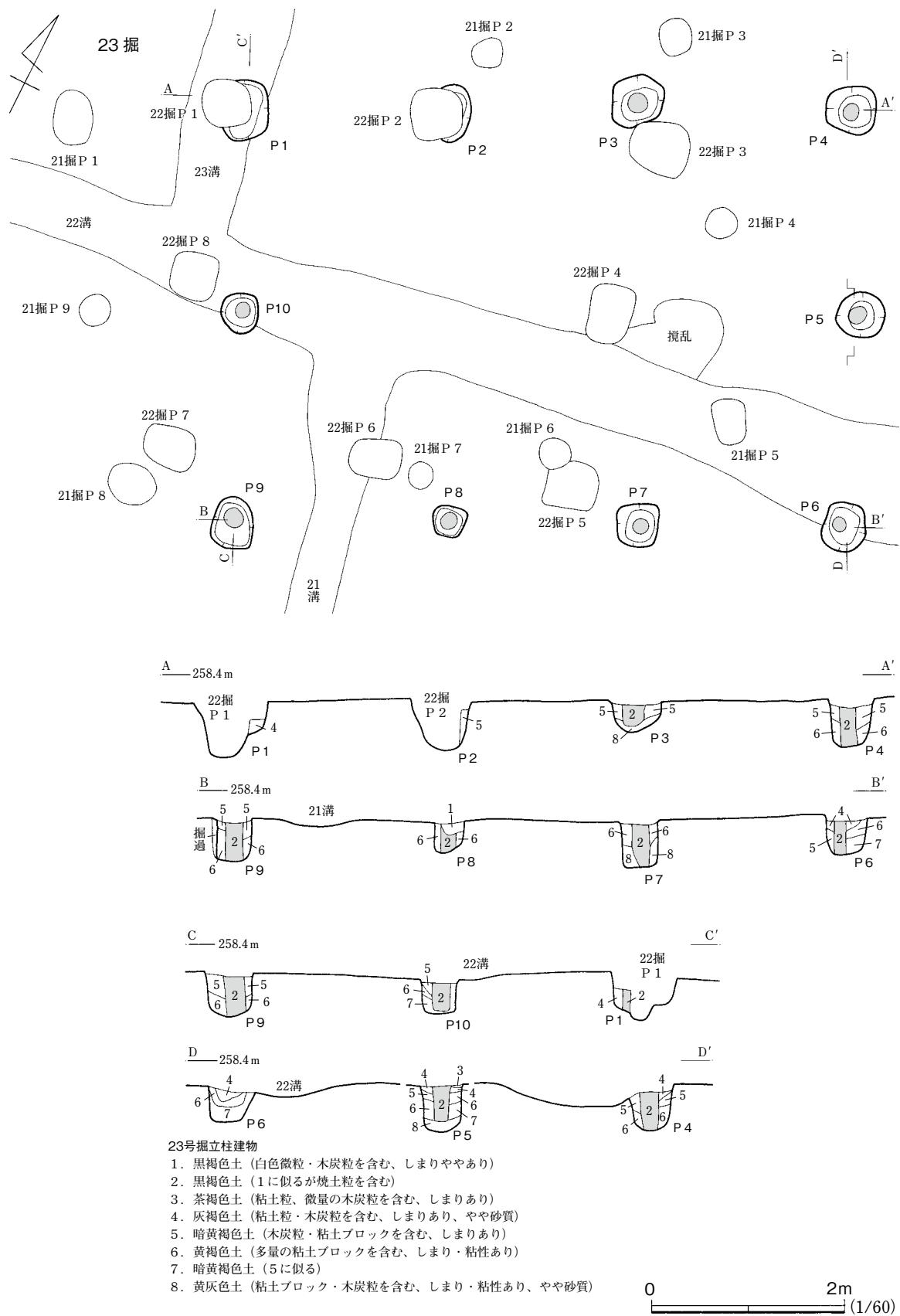
第14図 19号掘立柱建物



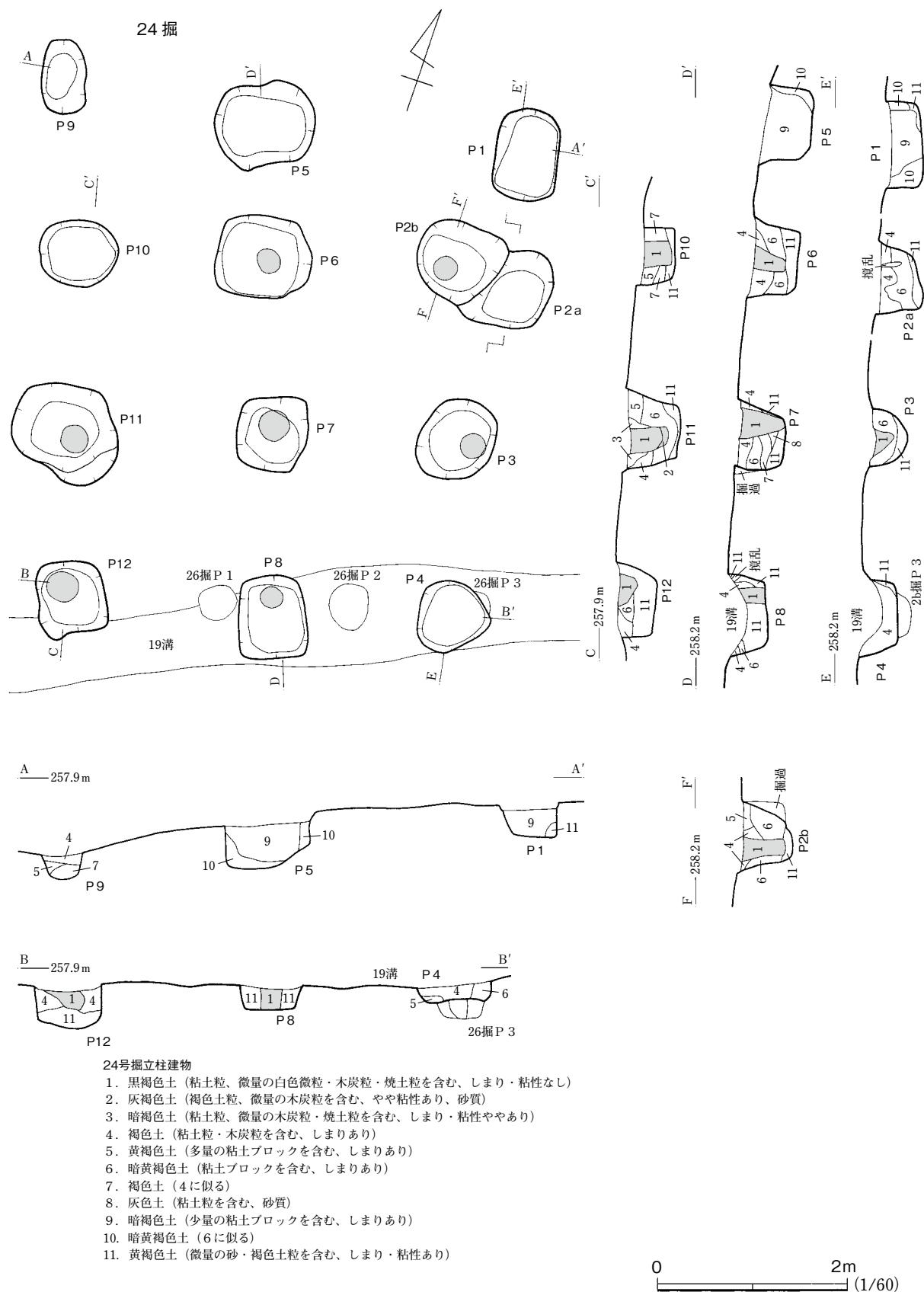
第15図 21号掘立柱建物



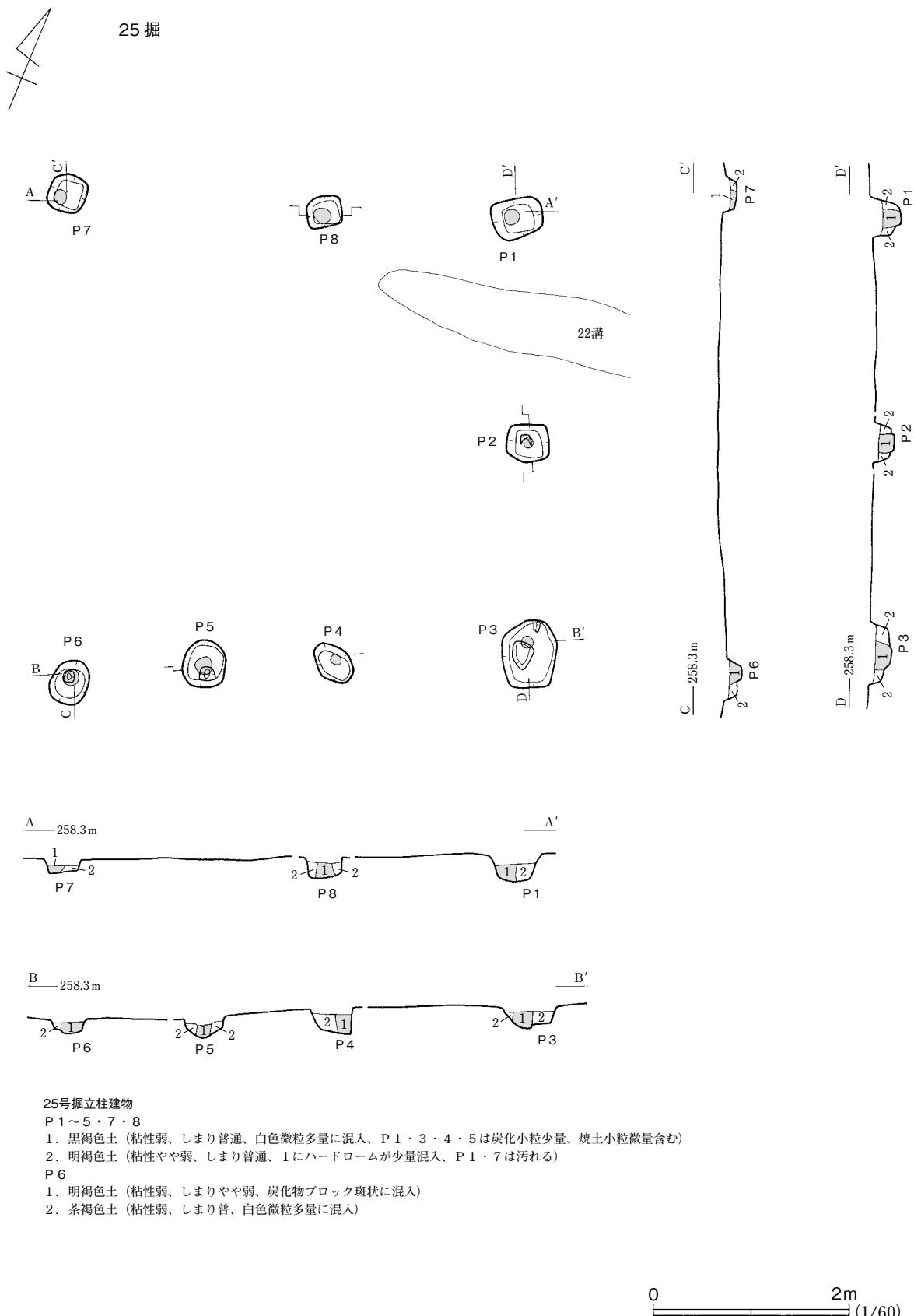
第16図 22号掘立柱建物



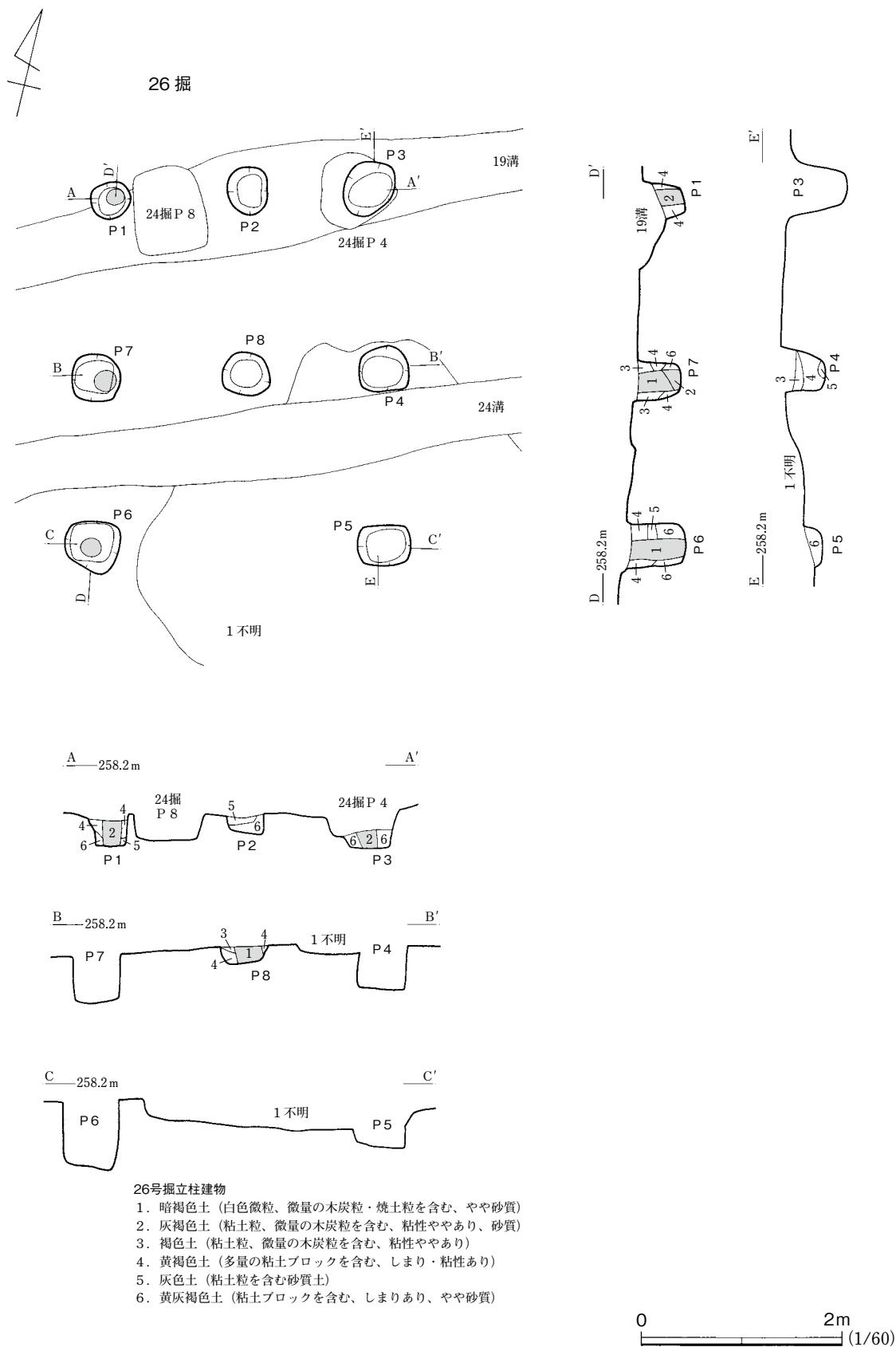
第17図 23号掘立柱建物



第18図 24号掘立柱建物



第19図 25号掘立柱建物



第20図 26号掘立柱建物